

近世初期における鷹の調教と鶴取：池内吉長の鷹術 を中心に

丸山, 大輝
九州大学人文科学府：修士

<https://doi.org/10.15017/2236359>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 3, pp.53-78, 2019-03-22. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

<論文>

近世初期における鷹の調教と鶴取

—池内吉長の鷹術を中心に—

The Training of Hawks and Catching Cranes (*Tsurutori*) in the Beginning of the Edo Period : Focusing on Ikeuchi Yoshinaga's Hawking

丸山 大輝

MARUYAMA, Hiroki

要旨

本稿の目的は、近世初期にツルを捕らえるための鶴取の鷹術が確立していく歴史的過程と、鶴取の鷹の調教実態を明らかにすることである。鷹狩の狩猟対象鳥類として重要視された「鷹の鳥」が16世紀を画期としてキジからツルへと変化し、ツルを捕獲できる鷹は「鶴取之鷹」として領主層から珍重されることとなった。このようにして生まれた鶴取の鷹への需要は、既存の鷹術の在り方を大きく変化させ、新たに鶴取の鷹を調教するための鷹術が確立した。

本稿では、肥後国熊本の加藤家に仕えた池内左太右衛門吉長に関する史料群「池内文書」を分析しながら、上記の課題を検討していく。吉長は鷹術諸流派を相伝した上で、独自に鶴取の調教技術を確立させた。さらに、吉長は自らの鶴取の知識を鷹書として記録化し、次男の吉勝へ相伝させた。この相伝によって鶴取の鷹術は特別な「知」と技法として確立したといえる。

また、吉長は鷹書とともに鷹の調教実態を詳細な記録として残した。この記録の分析から、鷹狩によるツルの捕獲は困難で、吉長の調教を受けた鷹の中でも鶴取になれたのはごく一部だったことが明らかになった。すなわち、鶴取はその困難さゆえに特別な調教法を必要とし、鶴取の鷹術なくしては鶴取の「知」と技法が鷹狩文化に根付くことは難しか

ったのである。

Abstract

The purpose of this study is to indicate the historical process of the establishment of hawking referred to as Catching Cranes (鶴取 *Tsurutori*) during the beginning of the Edo period. *Tsurutori* means Catching Cranes. It aims at clarifying the reality of the training of hawks which were also referred to as *Tsurutori*. With the 16th century as a crucial period in the establishment of *Tsurutori* the training underwent a change regarding the prey that was used, which was the shift in focus by the lord class from pheasants to cranes as the main game. Hawks which were able to catch cranes were valued highly by the lord class during that period. With the establishment of *Tsurutori* as a technique, the demand for *Tsurutori*-type hawks created a big change in the already existing art of hawking and lead to a proper establishment of the new art of *Tsurutori* training.

This study examines the above topic by analyzing documents concerning Ikeuchi

Sadaemon Yoshinaga who serves Kato family in Kumamoto referred to as the “*Ikeuchi monjo*”. Yoshinaga, in addition to being educated in various types of hawking, played an important role in the establishment of *Tsurutori*. Moreover, Yoshinaga codified his knowledge on hawking within the Book of Falconry and handed it down to his second son Yoshikatsu. Through this succession, the art of *Tsurutori* training was established as its own “knowledge” and technique.

Furthermore, Yoshinaga left his extended knowledge in the form of the Book of Falconry and the hawk training records in detail. From the so-called “hawks training records” it becomes clear that from the hawks that Yoshinaga trained only a small fraction of them were trained to be *Tsurutori*. *Tsurutori* needed the original art because of its difficulty. In other words, “knowledge” and technique of *Tsurutori* could not be taken root in falconry culture without the art of *Tsurutori*.

はじめに

近世の鷹¹に関する研究は、鷹場研究、特に関東の鷹場制度をめぐる議論を中心に進められ²、1990年代からは、鷹をめぐる贈答儀礼³や環境との関わりを指摘した研究⁴もみられるようになった。このような鷹に関する個別的研究動向とは別に、環境史の視点から日本近世型生態系の一部にタカを位置づけたのが武井弘一氏の諸研究である⁵。武井氏の研究は、人間社会における鷹を対象としていたそれまでの鷹研究を、生態系の一端を担う生き物としてのタカをも含んだ議論へ展開させた。すなわち、今後、鷹研究を積極的に環境史研究の中に位置づけていくためには、鷹狩で用いられた鷹と同時に自然界に生息する野生のタカにも言及していく必要がある⁶。

以上の視点から鷹の先行研究を見直してみる

と、鷹そのものに関する研究⁷はわずかであり⁸、タカそのものの研究に関してはほとんど皆無と言える。タカを指す豊富な名称の整理、種類や性別を踏まえた分析の必要性⁹、調教課程の具体的解明など、研究上の課題は豊富にあり、これらの課題解決はタカ研究のみならず、鷹狩や鷹場の研究にも深化をもたらすものと考えられる。そこで、本稿では上記の問題意識をふまえながら、自然界に生息する「タカ」が人の手が加わった「鷹」へと変えられていく過程として、鷹の調教実態を明らかにしていく。

また近年、鷹狩の狩猟対象鳥獣として重要視された「鷹の鳥」が16世紀を境としてキジからツルへと変化することが指摘された¹⁰。中世から近世にかけて起きたこの「鷹の鳥」の変化は、鳥類を介した贈答儀礼、狩猟空間とその環境整備など、社会政治体制に大きな変化をもたらしたと考えられる。それは鷹狩に用いられた鷹にとっても同様で、鷹自身のライフコースも16世紀を画期に大きく変化したと推定される。逆にいえば、16世紀以降、多くの鷹のなかから優秀な鷹が選ばれ、ツルを捕ることのできる鷹は「鶴取（捉）」としてヒト¹¹から珍重されることとなった。例えば、豊臣秀吉が全国の鷹を掌握して以降、これを引き継いだ江戸幕府将軍のもとには日本各地から多くの鷹が集められた。さらに、将軍秀忠は直々に鷹を選別し、優秀と判断された鷹のみを手元に残し、それ以外は出元へ返納していた¹²。特にここではツルを捕る見込みのある鷹を選んでいたので、鶴取の鷹になれるか否かで鷹の一生が大きく分かれたことになる。

ところで、鶴取については、鶴取の格付を持つ鷹の下賜とそれに応じた「御鷹之鳥」献上の相互作用についての研究¹³、「ひとと自然の関係史」において、豊臣政権期にその大きな画期があったことを指摘した研究¹⁴はあるものの、鶴取の技術や鶴取の鷹そのものに関してはほとんど明らかになっていないのが現状である¹⁵。

そこで、本稿では16世紀以降の鷹狩に特徴的

にみられる鶴取に注目し、その調教実態を明らかにする。

1. 池内吉長と「御鷹肉当之日記」

(1)池内吉長と鶴取の鷹術

池内吉長は戦国末期から江戸初期にかけて、陸奥国会津の蒲生家、肥後国熊本の加藤家、筑前国福岡の黒田家を渡り歩いた人物である¹⁶。九州大学福田千鶴研究室所蔵池内文書(以下、「池内」と略記し、1~30の整理番号を補記する)には、吉長とその息子吉勝に関する史料群が伝来する。本稿ではこの史料群を用いながら近世初期における鶴取の鷹の調教実態を明らかにしていく。

まず、池内吉長の略歴と鷹との関わりについて概観したい。以下の記述は池内文書に付属する「近江池内家譜」(以下、家譜)¹⁷をもとに諸史料から検討を加えたものである。

吉長ははじめ小楽郎、後に貞右衛門(左太右衛門)と名乗った(以下、吉長で統一)。池内家は代々蒲生家に仕えていたとされているが、吉長を史料上で確認できるのは天正18年(1590)の蒲生氏郷会津移封よりも後である。同時期の蒲生家の分限帳には800石取の「池内小楽」という人物がみえる¹⁸。家譜で小楽郎を名乗るのは吉長だけであることから、この「小楽」が吉長である可能性が高い。

「鷹の物にこりたるあてかひ餌のつものこと」(池内6)によると¹⁹、吉長は蒲生家臣時代に荒井豊前守(実名は不明)に10年間師事し、鷹術を学ぶも相伝には至らなかったとされている。荒井豊前守は諏訪流の禰津松鶴軒の弟子で²⁰、荒井流鷹術を大成した人物である。その子の藤七郎²¹は蒲生家の家臣であった²²。蒲生家については、豊臣政権下で東北地方における鷹調達を担っていたことが指摘されており²³、それに伴って同家には多くの優秀な鷹術関係者が仕えていたのだろう。

氏郷の死後、蒲生家では度々家中騒動が発生した²⁴。家譜に「一人之家老避国ス、同心之士悉退

散、吉長依其類ニ去ル会津」とある。この事件は慶長14年(1609)3月に蒲生郷成一派が蒲生家を離反した事件であると考えられ、吉長もこの時に蒲生家を去ったのだろう。さらに、家譜では会津退去後の吉長の動向として、朝鮮へ移住し、そこで加藤清正に仕えたとする。この真偽は明らかではないが、慶長14年(1609)または15年(1610)作成とされる加藤家の分限帳には杉村弥三郎組720石として「池内左太右衛門」の名がみえるため²⁵、遅くともこの時期までには加藤家に召し抱えられていた。なお、元和8年(1622)の分限帳にも同様の記載がある²⁶。

加藤家に仕えてからの吉長は蒲生家臣時代とは異なる鷹術を学んでおり、元和2年(1616)には加藤家臣の神田修理(4061石取²⁷)から大崎流の鷹術を相伝した²⁸。池内文書には吉長が神田修理より相伝した鷹書が残っているが、この鷹書には鶴取に関する記述はみられない²⁹。

さらに、吉長は荒井豊前守から再び鷹術を学ぶため、熊本から会津へと赴いた。しかし、吉長が会津に戻った時には、すでに荒井豊前守は死去していた。そのため、子の藤七郎に鷹術の相伝を願い、紆余曲折を経た寛永元年(1624)、ついに大平内蔵助一流の餌飼を藤七郎より相伝したとされている³⁰。池内文書には吉長が藤七郎より相伝した鷹書が残っており、ガンの捕獲に関する記述はあるが、ツルに関するものはみられない³¹。

寛永9年(1632)、加藤忠廣の改易によって吉長は浪人となる。その後は肥前国田代に流れた後、福岡藩二代藩主黒田忠之に召し出された。寛永10年(1633)に病死、光徳寺に葬られたという。池内文書に残る鷹書には、寛永8~10年(1631~1633)の間に池内左太右衛門吉長から息子の池内熊進吉勝へ相伝されたものが多い。これは死期のせまった吉長が鶴取の知識を後世に残そうと鷹書の相伝を行ったためと考えられる。池内熊進吉勝は吉長の次男で、清大夫、吉久とも名乗った。吉勝は忠之の寵臣の一人で、黒田名字を名乗ることを許されたほか、寛永11年(1634)には

忠之より屋敷地を家老屋敷が配置される福岡城三ノ丸東部に拝領し³²、同14年(1637)から翌年にかけて起きた島原天草一揆では、兄の貞右衛門吉次とともに活躍している³³。また、同20年(1643)12月には、病気により4000石と黒田名字の返還を願い出た³⁴。なお、福岡藩黒田家の分限帳からは池内家の継続を幕末まで確認できるが³⁵、鷹狩関係の役職を担った痕跡はみられず、福岡藩の鷹方について記された史料にも池内の名を見出すことはできない³⁶。

池内文書には、吉長から吉勝へ相伝された鷹書以外にも複数の流派の鷹書が含まれており、吉長が書籍による「知」の集積にも意を払っていたことがうかがえる。吉長は一つの流派に傾倒せずに複数の流派の鷹術を相伝し、鷹書からも鷹術を学ぶ努力をしたのである。

【史料1】³⁷

右此一冊七ヶ条之分は浅利兵庫助・荒井藤七郎・大崎左右衛門尉、両三人之流不残致相伝候処、上二而、私一世之間、鶴取・雁取之肉当仕、物数とらせ申遣覚、餌飼之通書驗置申候、此一冊ニ能分別シテ鷹遣い出申は、逸物する事うたかい不可有、能く鷹にならひ可申事肝要也、口伝あり可秘／＼

寛永拾癸酉年

拾月吉日 池内左太右衛門尉(黒印)
吉長(書判)

池内熊進殿
参

【史料1】は吉長が著した「鷹肉当ノ書」の相伝奥書である。吉長は浅利兵庫介・荒井藤七郎・大崎左右衛門尉の鷹術を相伝し、その上で独自の「鶴取・雁取之肉当」を実践し、その方法を記録化して、吉勝に相伝させた。すなわち、吉長は鷹術諸流派から得た知識と自らの経験を独自の鶴取・雁取の鷹術へと発展させたのである。吉長が自らの鷹術を生み出した背景には、特に鶴取の鷹とその調教技術に対する需要があったと考えられ³⁸、実際に吉長が確立させた鶴取の鷹術には

藩領を超えた需要があった。

例えば、「鍋嶋信濃守殿江相伝仕候書物尋ニ参候跡書」(池内8)からは、佐賀藩主鍋島勝茂と吉長の鷹術を通じた交流をうかがうことができる³⁹。この史料によれば、勝茂は吉長に宛てた書状を度々送り、そこでは鷹についての技術指導を願っており、吉長もそれに対して詳細な情報を返答している。また、田代に居住する吉長の弟子次左衛門に「鶴肉之儀」を相談するよう、勝茂が家臣に命じた書状も残されている⁴⁰。

このように、吉長が確立した鶴取の鷹術は、固有の「知」として次男吉勝や弟子に伝えられた。また、後述するように加藤家の鷹調教に用いらただけでなく、藩領を超える広がりを持っていた。つまり、吉長は当該期に鶴取の鷹術が確立する際に重要な役割を果たした人物だったのである。

(2)「御鷹肉当之日記」の史料性格

池内9は、表紙に「御鷹肉当之日記」と記された縦22.4cm、横16.1cm、11丁の堅帳である⁴¹。同史料は現在の綴じとは異なった本来の綴じ跡と考えられる穴がそれぞれの丁に3ヶ所あいている。さらには、文の構成が途中から前後のものと連続せず、なかには袋綴じが逆に綴じられている丁もある。すなわち、本来の冊子が誤った形に修復されたことで現在の状態になったと考えられる。

これに類似した史料が池内29である⁴²。同史料は縦22.4cm、横16.1cm、14丁の断簡である。池内9と同様の綴じ跡が14丁すべてに残っており、元は冊子であったと考えられる。さらに、池内9と池内29は書式や記載内容、サイズ、綴じ跡などがすべて一致する。

この2つの史料の関係を明らかにするため、「鷹書目録」(池内1)を検討したい。これは、文政7年(1824)に作成された池内文書の目録で、朱書「初」、「壱」…「三十壱」の番号を付して鷹書を整理したものである⁴³。朱書番号「八」が付された「御鷹肉当之日記」の概要は、【史料2】の

ように記される。ここには、表紙や奥書の文章、全体の構成が書かれており、「御鷹肉当之日記」の記載順を知ることができる。なお、史料中の①～⑧は筆者によるもので⁴⁴、この番号と後述する表1の番号が対応している。

【史料2】

表紙ノ上書如左、判紙本

寛永八辛未年 神無月廿日

一、御鷹肉当之日記 一冊 (朱書)「八」

池内左太右衛門尉

肉当仕候覚

内ニ

①山田右衛門預り御鷹肉当餌飼之覚

一、拾月廿日ニ——

一、同廿一日ニ——

一、——

——

②横井加左衛門預御鷹——

一、後十月十一日——

一、同 十二日——

——

後

④原田理右衛門預り——

一、——

一、——

前

③横井角右衛門預り

一、——

——

⑤松熊勝七預り——

一、——

⑥宮崎九郎左衛門預——

一、——

一、——

⑦仙田十蔵預——

一、——

②横井加左衛門預——

一、——

⑧拓^{本ノマ、}太郎助預り——

一、——

①山田右衛門預り——

一、——

③横井角右衛門預——

一、——

⑦仙田十蔵預り——

一、——

④原田利左衛門預り——

一、——

⑥宮崎九郎左衛門預——

一、——

②横井加左衛門——

一、——

右之肉当餌飼之日記、肥後ニ而左太右衛門寛八辛未年鷹遣イ申候覚書也

寛永十二年 実名判ナシ

三月朔日 池内熊進

当所なし

ノ

【史料2】の冒頭の表紙にあたる「寛永八辛未年(後略)」が池内9に、奥書にあたる「右之肉当餌飼日記、肥後ニ而(後略)」が池内29にそれぞれ該当する。すなわち、池内9と池内29は本来一つの冊子で、「鷹書目録」における朱書番号「八」の「御鷹肉当之日記」が何らかの経緯で2つに分かれたものとわかる。そこで、池内9と池内29の釈文をそれぞれつなぎあわせ、本来の「御鷹肉当之日記」を復元した(付属史料)。以下、この手順で復元した史料を「御鷹肉当之日記」と理解する。

「御鷹肉当之日記」の成立年について、表紙には寛永8年(1631)、奥書には寛永12年(1635)と記されている。表紙は本文と同筆、原本の奥書は異筆で記されていることから、表紙の寛永8年は肉当の実施開始日であると確定できる。「御鷹肉当之日記」の内容は吉長がその晩年に記録したもので、奥書はこれを相伝した吉勝が吉長死後の寛永12年に書き足したものであろう。

「御鷹肉当之日記」は、鷹の体調を狩りに適す

るように調整する肉当^{しあて}45の日並記録である。表紙には「池内左太右衛門尉肉当仕候覚」とあり、吉長が行った肉当の詳細を自ら記したものとわかる。記録の上限が寛永8年10月20日、下限が同9年正月16日であり、吉長はこの期間に鷹の肉当を担当した。

鷹の調教では46、夏の換羽期になると鷹を鳥屋に入れ、秋に換羽を終えると鳥屋出となり、鷹を周囲の環境に慣れさせる期間を置く。その後、実際に獲物を捕獲する訓練へと移行するのだが、吉長が担当したのはこの段階であった47。その中でも吉長が担当していたのは、鷹が実際の狩りを成功させることが出来るよう、適切な餌を用いて鷹の体調管理を行う肉当である。吉長が記録を始めた10月20日が鳥屋出より時期的に遅いのは48、吉長が肉当のみを担当していたことを裏付けており、鳥屋出から吉長の担当へ移るまで期間は「御鷹」預りの人物が鷹の飼育や調教を担当していたという役割分担も明らかとなる。

また、吉長が肉当を行った期間は近世の主要な狩りの対象であったツル、ガン、カモなどの渡り鳥が飛来する季節である。そのため、「御鷹肉当之日記」は、鶴取や雁取に精通する吉長が、藩主の鷹狩が行われる秋から冬の時期に鷹の最終調整として肉当を行った記録といえよう。

ただし、この期間、藩主加藤忠廣は江戸にいた。寛永9年正月には大御所徳川秀忠が死去。その後、帰国を許されたが、すぐに江戸に召喚され、6月に改易となる。つまり、藩主が国元になくても、贈答用のツルやその他の鳥類の捕獲の必要があり、鷹の調教は続けられていたのである。

2. 「御鷹肉当之日記」にみる鷹の調教

(1) 「御鷹」預りの人物と鷹

鷹は「○○○○預り御鷹」のように、預かっている人物の名を以て判別され、鷹ごとに餌の種類やその分量、狙った獲物の種類などが毎日記された。ここで「御鷹」と敬称されているのは藩主(加藤忠廣)所有の鷹であることを示している。表1

には、「御鷹肉当之日記」に確認できる「御鷹」預りの人物とその石(禄)高、さらには加藤家の分限帳に鷹匠と記されているか否かを一覧にした。

表1 「御鷹」預りの人物一覧

鷹	飼育・調教担当者	石高・禄高	加藤家鷹匠
①	山田右衛門		
②	横井加左衛門	190石	
③	横井角右衛門	6人扶持	○
④	原田理右衛門	4人扶持	○
⑤	松熊勝七		
⑥	宮崎九郎右衛門	5人扶持	○
⑦	仙田十蔵	6人扶持	○
⑧	柘太郎助		

(出典)「御鷹肉当之日記」(池内9)、「〔御鷹肉当之日記〕」(池内29)、「加藤家御侍帳」(中野嘉太郎『加藤清正伝』新潮社、1979年)より作成。

「御鷹肉当之日記」には8名の「御鷹」預りの名が確認できる。そのうち、扶持米取4人は分限帳からいずれも鷹匠と確定する。分限帳は元和8年のものなので、「御鷹肉当之日記」の作成が開始された寛永8年段階では変動があるだろうが、他の3人に関しては不明である。

問題は、鷹匠ではなく知行取として分限帳に登録された横井加左衛門(②)と池内吉長の立場である。既述のように、元和8年分限帳で吉長は、杉村弥三兵衛組馬廻720石であり、明らかに鷹匠としては分限帳に登録されていない。この点について、堀田幸義氏の研究によると、近世前期の仙台藩ではもともと鷹匠でなかった「鷹数寄成者」たちや浪人の子どもが慶長期に鷹匠として取り立てられていた49。さらに、堀田氏は鷹術を伝えることを家職とする鷹の家の成立時期とその過程を特定すべきであると問題提起をしている50。

以上の点をふまえて吉長の事例を検討してみよう51。本来、馬廻として軍役をはたすべき高禄の家臣が鷹術の知識を持っていた場合に、その家格と鷹匠(扶持米取り)の役職との不釣り合いを

生じさせた。しかし、この段階では鷹匠の家職化が進んでおらず、鷹の知識を持つことがすぐさま鷹匠という役職に結び付けられるものではなかった。それゆえ、吉長のような「鷹匠でない鷹術習得者」が存在したのではないだろうか。いわば、吉長は「鷹数奇成者」として加藤家の鷹調教に関与していたのである。

次に「御鷹肉当之日記」に記された鷹について検討したい。単純に「御鷹」預りの8名がそれぞれ1居ずつ鷹を預かったとすると、「御鷹肉当之日記」は鷹8居の記録ということになる。しかし、同じ人物が預かった鷹が2～3回記録に出てくることもあり、この場合が同一の鷹の記録なのかを確定する必要がある。この点に関しては次章で検討していきたい。

なお、「御鷹肉当之日記」に記された鷹のみが藩主所有の鷹とは考え難い。元和8年の加藤家分限帳には、合計59人の鷹匠が記されており（表2）⁵²、それらが少なくとも鷹を各1居ずつ預かったとして59居がいたことになる。よって、「御鷹肉当之日記」に記された鷹の数は全体のごく一部だということになる。すなわち、吉長が肉当をした鷹は多くの鷹の中から選ばれた優秀な鷹であり、吉長の鷹を育てる技術によって、鶴取の鷹になるべく調教されていたと考えられる。そこで、「御鷹肉当之日記」の記載順に①～⑧の番号を鷹に付け（表1を参照）、その調教内容を表3に示した。

(2)鷹の肉当と給餌

肉とは、鷹の竜骨の両側に沿って付いている筋肉の状態ことで、これを鷹狩の用途に合わせて最良の状態に調整することを肉当という⁵³。「御鷹肉当之日記」には、鷹の調教の中でも肉当の段階のみが記されている。

鷹1居に対する肉当の記録は一定期間のみ記される。肉当の期間を具体的にみると、最長は54日間（①の2回目）、最短は10日（⑤）であった。この期間は吉長が肉当を担当した期間で

表2 加藤家鷹匠一覧（元和8年）

No	氏名	扶持	備考
1	阿部左二兵衛	8人	
2	吉田清右衛門	4人	
3	山田新佐	3人	
4	原善右衛門	3人	
5	原彦作	2人	
6	山口市右衛門	7人	
7	川崎助右衛門	10人	
8	河崎半右衛門	7人	
9	蘭田市助	3人	
10	簗浦猪介	4人	
11	安田彌右衛門	5人	
12	十時勘左衛門	5人	
13	十時四郎兵衛	5人	
14	湯川傳八	5人	
15	十時彌平太	3人	
16	菅屋五兵衛	6人	
17	小野茂左衛門	5人	
18	山浦新左衛門	10人	
19	山浦八兵衛	4人	
20	松熊小源	3人	
21	柘丸右衛門	5人	
22	野間九左衛門	4人	
23	飯田九郎左衛門	3人	
24	梶足清助	3人	
25	横井角左衛門	6人	○
26	千田十藏	6人	○
27	宮崎又右衛門	4人	
28	宮崎九郎右衛門	5人	○
29	原田理右衛門	4人	○
30	奥田主馬	5人	
31	蘭田彦市	2人	
32	杉村金藏	2人	
33	山浦百右衛門	3人	
34	武藤小兵衛	5人	
35	又助（ゑさし）	4人	
36	二郎三郎（ゑさし）	3人	
37	三藏（ゑさし）	3人	
38	爲左衛門（ゑさし）	3人	
39	李右衛門（ゑさし）	4人	
40	久次（ゑさし）	5人	
41	忠六（ゑさし）	6人	
42	彌七（ゑさし）	7人	
43	小左衛門（ゑさし）	4人	
44	喜右衛門（ゑさし）	5人	
45	三介（ゑさし）	3人	
46	小者共さう取馬取笠持太郎右衛門共に	592人	
47	梶原彌五右衛門（前中川壽林与力）	4人	
48	大橋長右衛門	4人	
49	甲斐與兵衛	4人	
50	矢島五郎右衛門	3人	
51	伊藤與右衛門	3人	
52	中川善右衛門	3人	
53	野尻次兵衛	3人	
54	田代外記	2人	
55	荒木七右衛門	2人	
56	北里三郎左衛門	2人	
57	黒部長三郎	2人	
58	小島茂右衛門	2人	
59	黒部助左衛門	2人	
60	今西兵右衛門	2人	

※備考の○は御鷹預りの人物。

（出典）「加藤家御侍帳」（中野嘉太郎『加藤清正伝』新潮社、1979年）より作成。

あり、その最終日には肉を上げる「肉上ケ」(肉上げ)が行われた。肉当が開始されるのが鷹の肉九分または十分の時、肉上げとなって肉当を終えるのが肉七分または八分の時である⁵⁴。さらに、1度肉当を終えた鷹でも、肉上げをして肉が九分から十分に戻った鷹には2度目以降の肉当が行われた⁵⁵。鷹の肉が肉九～十分の期間のみを吉長が担当し、肉がそれを下回ると肉上げとして一度下がった肉を九分～十分に上げる期間を置くため、「御鷹」預りに戻された。肉九～十分の鷹がツルの捕獲にむいており⁵⁶、そのときのみ吉長が肉当を担当していた。

また、鷹の肉は給餌の手法を使い分けることで調整されていた。「御鷹肉当之日記」には鷹に与えた日々の餌が記されるが、主に「土餌」・「まぜ餌」・「上餌」の3種類の手法を組み合わせることで給餌を行っており、そこで与えた餌の分量まで詳細に記録されている。土餌は、餌に土をつけて与えること⁵⁷。まぜ餌は、複数の種類の餌を混ぜて与えること。また、上餌は、餌の分量を調整するために上乘せして餌を与えることである⁵⁸。これらの3種類の手法で与えられた餌の分量をそれぞれ表4に示した。なお、単位「ツ」は1、「半」は0.5、「なし」は0として換算した。

表4における日毎の給餌方法に注目すると大きく3パターン(I～III)に分類できる。

I. 土餌のみ

土餌は鷹の体重を下げることを目的としていたと考えられる。餌に土をつけるのは少量の餌で鷹に満腹感を与えるため、それによって鷹の体重を下げる。なお、鷹は満腹感を感じると狩りをしなくなるが、胃袋に残った土は消化を促した可能性があり⁵⁹、次に鷹が空腹を感じるまでの時間を短くしたと考えられる⁶⁰。土餌は鷹の狩猟意欲を持続させつつ、タカの体重を下げる役割をもっていたのである。

II. 土餌+まぜ餌

史料上に「まぜ」または「まぜゑ」と表記されるのがまぜ餌である。異なる種類の餌を混ぜて与えたのがこの手法であろう。吉長と鍋島勝茂とのやりとりを書き留めた「鍋嶋信濃守殿江相伝仕候書物尋ニ参候跡書」には、鷹の餌とされた鳥が上・中・下のランクに分類されて記されており⁶¹、土餌やまぜ餌の肉にはこれら複数の種類の鳥の場合に応じて使い分けていたと考えられる。つまり、まぜ餌は複数の種類の肉を鷹の体調や消化具合に合わせてながら与える手法で、鷹の体重を微調整する役割を持っていたと考えられる。

III. 鳥の各部位+上餌

「御鷹肉当之日記」には、土餌・まぜ餌・上餌のほかに鷹の餌となった鳥とその部位が記されることがある。ここで与えられた鳥類にはツル、ガン、カモ、カラス、スズメ、ハトの種類がある。それぞれ特定の部位のみが餌に用いられたようで、ツルは飼口、ガンは飼口または身、カモは飼口または胸、カラスは胸、すね、足、スズメは胸、ハトは胸であった(全10種類)。これらの部位は、それぞれ鷹の体調等に合わせて使い分けていたものと推測される。なお、「上餌土餌」と記される場合は、鳥の各部位に追加して土餌が与えられていたことを示しており、表5ではこれを土餌ではなく上餌として集計した。

飼口とは、鷹の餌の一種で、獲物の鳥の肝を鷹に与えて飼いなすことであり⁶²、鳥の心臓のことと考えられる。飼口として鷹に与えられる鳥はカモ、ガン、ツルに限られていた。さらに、飼口が与えられるタイミングとその種類に注目してみると、肉当の開始直後にカモの飼口が与えられるほかは、ツルを捕獲したいときにはツルの飼口を与えるなど、その時点で目標としている鳥の飼口が与えられた。これは、その鳥の肝を与えることで鷹の狩猟意欲を高めようとしたためであると考えられる⁶³。

また、飼口の前に「取飼」や「丸はし」がつく

場合はその鷹が（取飼や丸ばしで）捕獲した鳥の飼口を与えたことを示す。しかし、単に「〇〇（鳥の種類）の飼口」と記された場合は、その鷹自身が実際に捕らえた鳥ではない場合がある。たとえば、「松熊勝七預り御鷹」11月4日の条には、「一、同四日ニ（原田）理右衛門御鷹雁飼口ニツ半、上ゑ土餌四ツ」とある。つまり、これは松熊勝七の預り鷹（⑥）が、吉長が同時期に肉当をしていた別の原田理右衛門の預り鷹（④）が取飼したガンの飼口を分け与えられたことを示している。このように、自らの捕獲によって得た飼口に限らずとも、目標とする鳥の飼口を与えることで鷹の狩猟意欲を高めながら、実際に獲物を捕らせる訓練へと移行していた。

(3)丸ばし（嘴）

丸ばしとは、鷹に生きた鳥の捕獲を慣れさせるために行われた訓練であり⁶⁴、鷹が捕獲した獲物を持ち運ばないよう教えることも兼ねた⁶⁵。鷹は獲物をつかんだらすぐに安全な場所まで運んで捕食しようとするため、丸ばしを行うことで獲物を自由に持ち運んではならないことを教えなければならない。

「御鷹肉当之日記」にはツルとガンを対象とした丸ばしがみえる。すなわち、取飼を行う直前に、生きた鳥の捕獲に慣れさせることを目的とした丸ばしの訓練法が既に成立していることがわかる。また、丸ばしが行われるタイミングは次の段階であるツルまたはガンの取飼が行われる直前であることが多い。このことは、丸ばしの目的が、単に鳥の捕獲に慣れさせるだけでなく、本番前のウォーミングアップも兼ねていたことがうかがえる。

(4)取飼

取飼（「捉飼」「鳥飼」）とは鷹に野生の鳥を捕獲させ、それを食べさせる訓練をさす⁶⁶。「御鷹肉当之日記」には、単なる「取飼」の他に「取飼飼口」や「取飼くわせ」といった表現で記される

ことがある。前者は取飼で捕獲した獲物の飼口を、後者は取飼で捕獲した獲物を「くわせ（＝口餌⁶⁷）」として鷹に与えたことを表す。鷹が捕獲した獲物の一部をそのまま食べさせることで狩猟意欲を維持させていたのである。

3. 鷹の調教と鶴取

(1)鷹の調教実例

本節では鶴取を目的とした鷹の調教実態を明らかにするため、「御鷹肉当之日記」に記録された鷹の調教実例を検討する。さらに、同じ「御鷹」預りの人物が2～3回出てくる場合については、それらが同一の鷹なのかについての判別も行う。

①山田右衛門預りの御鷹

・1回目：10月20日～閏10月23日

10月20日より肉当を開始（34日間）。肉当開始後の14日間で肉を調整しながら、取飼の開始時期をうかがった。その後、はじめて取飼を行ったのは閏10月5日で、獲物はガンであった。同月10日のガンの「丸バカリ」（丸ばしのことカ）によって、「心持ちある」と判断され、その2日後からツルを対象とした丸ばしを行った。ガンに^あ羽合せた際の鷹の反応を目安に⁶⁸、ツルを捕ることが可能か否か判断していたと考えられる。その後もツルの飼口を与えられながらツルの捕獲を試みるが、途中でツルを離してしまったり、ツルがいなかったりしたため、一度もツルを捕獲することができずに肉当を終えた。吉長は、肉の状態は良かったが「仕合あしく」ツルに羽合せることができなかつたとし、次回の肉当ではなんとかしてツルに取飼したいと評価した。

・2回目：11月18日～正月12日

11月18日より肉当を開始（54日間）。はじめの9日間は主にⅠとⅡによる肉の調整がなされ、同月28日からツルの飼口が何度か与えられた。12月16日からはツルとガンに実際に羽合せる訓練を開始。しかし、この鷹はツルの取飼の際は^は羽向け（鳥が羽をその方向へ向けること）をしな

かった。12月25日もこの鷹はツルの方向へ羽を向けなかったが、その日はガン2羽に羽合せ、取飼した分を口餌として与えた。その翌日からツルの捕獲は断念したようで、それ以後は獲物をガンに限定した取飼が行われた。1月12日に肉当を終えた吉長は、この鷹はツルには羽を向けなかったが良き雁取であると評価した。

・鷹の判別

1回目はツルを捕獲したいと考え、狙ったものの、ツルがおらず、「一方」も羽合せることができなかった。2回目の評価冒頭に、「一より合と存候て、種々仕掛を仕り、ねらい申候へ共不罷成」とある。この部分は、ツルに「一より」羽合せようと狙ったものの「不罷成」、すなわち、「一より」も羽合せることができなかったことを表し、1回目のことを指していると考えられる。つまり、2回目の評価では1回目の結果もふまえて、今年度の総合的な評価を下そうとしたのであり、1回目と2回目は同じ鷹の記録であると確定できる。以下、この鷹を①とする。

②横井加左衛門預りの御鷹

・1回目：閏10月5日～18日

閏10月5日より肉当を開始(14日間)。IとIIによる肉の調整を受けながら同月12日にはツルの飼口が与えられた、同14日には「合見ル」と記されたので、ツルへの羽合せを試みたのだろう。その後も餌で肉の調整をしながら、同月18日には肉当を終えた。

吉長は、この鷹は餌の飼い様が悪かったため、ツルに羽合せても離したとし、重ねての肉当ではよく分別すべきと評価している。

・2回目：11月14日～26日

11月14日より肉当を開始(13日間)。同月24日と25日にはツルに羽合せるも、捕獲することはできなかった。最終日の26日に肉の状態が「一段能」く見えたが、ツルがいなかった。そのため、肉上げの判断が下され、ハトの両胸が与えられて、肉当を終えた。

・3回目：12月21日～正月16日

12月21日より肉当を開始(25日間)。給餌による肉の調整が中心で、一度もツルに羽合せないまま肉当を終了した。

吉長は、鳥屋出後の物数が不足したために、今回の肉当でもツルを捕ることができなかったとし、その原因をふまえた次年度の調教計画について、次のように言及した。

【史料3】

(前略)此くれのとや出ニハ何鳥成とも鳥をゑりきらわす、物数をとらせ候て、鴨・からす遣申候内方そろ／＼と肉をひかせ、二三日当餌ヲかい、其上にて三日斗ノ内を見心を付而見合、時分よきと存候時、鶴ノ丸はしか、又ハあたゝかなる飼口かをかい候て、やかて其引うつしを以、いかにもちかきよきばをたつね、合申候ハ、うたかいなく取可申候間、此くれのあてかい、如此たるへく候、以上、吉長による鶴取の調教には、(1)鷹に物数(獲物の数)を多く捕らせる、(2)鷹にカモ・カラスの肉を引かせる、(3)当餌(鷹の肉を維持するために少しずつ与える餌⁶⁹)を与える、(4)ツルの丸ばしまたは飼口、(5)ツルに近い場所で羽合せるといふ段階があった。逆に言えば、(5)を成功させるためには、(1)～(4)の段階的な経験が必要だった。いきなりツルに羽合せるのではなく、徐々に難易度を上げていくことで狩りの失敗を回避し、確実に成功の経験を積ませていく。このような段階的な調教によって鷹のメンタル・ケアを図り、万全の状態の時を見計らってツルに羽合せていたのである。

・鷹の判別

1～3回目の記録にはいずれも連続する内容がみられず、これらが同一の鷹なのか別の鷹なのかを判断することは難しいため、横井加左衛門は少なくとも1居以上3居以下の鷹を預かっていることとする。以下、1回目の鷹を②、2回目の鷹を②'、3回目の鷹を②''と表す。

③横井角右衛門預りの御鷹

・1回目：閏10月11日～23日

閏10月11日より肉当を開始（34日間）。10日間の肉の調整があった後、同月20日からはツルの取飼を開始。20日と22日の取飼ではツルを捕獲。翌23日の取飼の際にはツルに羽合せたものの離し、肉が八分より下がったため、肉当を終えた。

・2回目：11月21日～12月5日

11月21日より肉当を開始（15日間）。同28日よりツルに対する取飼を行った。この鷹は2回目の肉当においてツルの取飼を合計5回行い、それをすべて成功させた。しかし、12月4日の取飼では、ツルに両方のももを踏みかけられ負傷。翌日には傷が悪化し、養生となった。同12日から傷が悪化、20日には全身がすくみ、「おち（死亡）」た。

この鷹はツルの捕獲成功率が高く、ツルをよく捕獲した。しかし、ツルの反撃によって負傷。その傷がきっかけで死んだ。このように、鷹狩で鷹が負傷してしまうのはツルに限ることではないが、特に鷹よりはるかに体格の大きいツルの場合は負傷する危険性が高く、大事に調教してきた鷹を死なせてしまうリスクは避けられなかった。

・鷹の判別

1回目・2回目ともに、ツルを捕獲していることから同一の鷹である可能性が高い。以下、この鷹を③とする。

④原田理（利）右衛門

・1回目：閏10月20日～11月6日

閏10月20日より1回目（16日間）の肉当を開始。ほとんど土餌のみで肉の調整を行った。11月3日にはツルを良く捕るも途中で離してしまい、その後、近い場所にいるツルに羽合せても向かわなかった。吉長は、この鷹が途中でツルを離した原因を、水田での羽合せ、または十分な肉に至っていない（「肉前」）⁷⁰ことと判断し、その日まで土餌のみを与えてきたのに加えて、まぜ餌で

餌を5つ与えた。これは、この鷹がツルを途中で離さないように肉を上げようとしたためである。しかし、同月5日から6日の大風がきっかけで肉上げとなった。肉当を終えた吉長は、次回から肉をよく分別すればツルを取飼できると評価した。

・2回目：12月3日～28日

12月3日より肉当を開始（26日間）。7日間、Iで肉の調整が行われ、同月9日の申下刻には「肉よく見」えると評価した。その翌日よりツルへの羽合せが試みられたが、羽を向けないことが度々あったため、同月20日には「鶴ハもはや不罷成」との判断が下された。その後はガンに獲物を変更し、何度か取飼を行った後、12月28日に肉当を終えた。

この鷹は「前角ノ肉」でツルを良く捕ったのに対して、今回の肉当ではツルに羽を向けなかった。吉長はこれを「鷹の心かわり」とし、鳥屋数を経れば後に捕るようになる評価した。鳥屋数とは、鷹が換羽（鳥屋・峙）を終えた回数の中で、1度鳥屋を終えた鷹を「片鳥屋」、2度終えたものを「諸鳥屋」、3度を「三鳥屋」、と鳥屋の回数を重ねるごとに呼び分ける。鷹は鳥屋を経るほど経験を積んで、狩りが上達するため⁷¹、上記のような評価になったのだろう。

・鷹の判別

1回目ではツルを捕っても離しているため、2回目における「前角ノ肉」でツルを良く捕ったという評価は一致しない。しかし、これだけでは1回目と2回目の鷹が別の鷹であるということを確認することはできず、同一の鷹であるという可能性がなくなったわけではないため、原田理右衛門はすくなくとも1居以上2居以下の鷹を預かっていたこととする。以下、1回目の鷹を④、2回目の鷹を④'と表す。

⑤松熊勝七預りの御鷹

・閏10月24日～11月3日

⑤は閏10月24日より肉当を開始（10日間）。

8日間、ⅠまたはⅡで肉を調節した後、11月2日にガンの取飼を行った。翌日にもガンに羽合せたが、その際にガンに打たれ、「せほね四ツやいと
の上下」が腫れたため、肉上げし、養生となった。6日の晩には少しずつ快復したというところで記録は終わる。

⑥宮崎九郎右衛門預りの御鷹

・1回目：閏10月24日～11月17日

閏10月24日より肉当を開始(23日間)。Ⅰを中心とした肉の調整が行われた後、ガンを取飼した。11月の9日にはツルの丸ばしを行い、その翌日にはツルに羽合せたが、ツルの反撃に合い、離してしまった。12日には丸ばしを行い、その後もツルを狙うも、ツルがいなかったり、うまく捕っても途中で離したりすることが続き、11月17日には1回目の肉当を終了した。

この鷹は2年前にツルに敷かれ、去年2度肉当してもツルには向かっていかなかった。その上、今回の肉当でもツルに敷かれ、離している(11月9日)。

・2回目：12月20日～正月16日

12月20日より肉当を開始(26日間)。この肉当では給餌が中心で、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの餌を使い分けながら、獲物に羽合せたという記録が一度もないまま肉当を終えている。

吉長によると、この鷹は「前角の肉」でツルに敷かれたことで、合計2回ツルに敷かれたことになったため、良くツルを捕っても地際に離した。また、「此度の肉」でも一度はツルを捕ったがまた離したとされている。

・鷹の判別

2回目の評価における「前角の肉」がツルに敷かれた1回目の肉当のことを指すものと考えられる。また、いずれもツルに敷かれたことが原因で捕獲に失敗している。すなわち、1回目と2回目は一度期間をおいて肉当を行った同一の鷹である。以下、この鷹を⑥とする。

⑦仙田十蔵預りの御鷹

・1回目：11月5日～16日

11月5日より1回目(12日間)の肉当を開始。肉当開始5日後にはツルの飼口が与えられ、同月14日には2回ツルに羽合せ、2回とも途中でツルを離した。さらに、その2日後にはガンを捕るも、そのガンに「うたれ」たことが原因で養生となった。翌日にはガンに「うたれ」たところが黒色に腫れたと記されているため、「うたれ」とは鷹がガンに羽で叩かれたことをさす。

・2回目：12月3日～20日

12月3日より肉当を開始(18日間)。2日目よりツルの飼口を与えられ、6日後の12月8日の昼過ぎには「一段能」くなったもののツルがいなかったため、羽合せていない。その翌日にはツルに羽合せたが、途中で離した。その原因が肉の低下であると判断し、上餌を多く与えることで肉上げが図られた。その甲斐もあってか、この後肉当を終えるまでの11日間で5回ツルを捕獲した。特に、最終日の12月20日には、マナヅルを捕った。吉長はこの鷹がマナヅルに「4町斗つけられ」ても離さなかったことを「余に大手柄」とであると評価した。

・鷹の判別

1回目はガンに打たれて養生になったのに対して、2回目はツルを連続で捕獲している。ガンに打たれて養生となった鷹が、1回目に一度も捕獲することのできなかったツルを連続で捕獲するようになるとは考えにくい。つまり、1回目と2回目は別の鷹である可能性が高いと考えられる。以下、1回目の鷹を⑦、2回目の鷹を⑦'と区別して表す。

⑧柘太郎助預りの御鷹

・11月16日～27日

⑧は11月16日より肉当を開始(12日間)。11月21日にはガンに羽合せところ、のけぞらなかつた。また、11月27日にもガンに羽合せたが、この時はのけぞった。吉長はこの原因を、肉が7

分より低かったからであると分析し、同日に肉上げとなった。

⑧の鷹はツルに一度も羽合せることなく早々に肉当を終えた。また、吉長による評価が記されていない。この鷹はツル以前のガンに羽合せる段階で、鶴取の見込みがないと判断されたと考えられる。

(2) 鶴取の調教と鷹のライフコース

前節では「御鷹肉当之日記」における調教実例を検討することで、鷹の調教実態と同記録が少なくとも8居以上12居以下の鷹の記録だったことを明らかにした。前節で示した鷹ごとの調教実例を類型化すると以下のA～Eに分けることができる。

A：安定的にツルを捕獲することができる鶴取の鷹(⑦)。

B：今年度はツルを捕れなかったが、次年度以降に鶴取の候補とする鷹(②"・④・④'・⑥)。

C：鶴取の見込みはないため、ガン専用の雁取に変更となった鷹(①)。

D：調教の途中で獲物の反撃を受け、負傷もしくは落命した鷹(③・⑤・⑦')。

E：鶴取の見込みがなく、調教の対象外とされた鷹(②・②'・⑧)。

鶴取の鷹になることを目標に、そのための調教を受けた鷹は、その訓練過程でA～Eのライフコースに進んだことがわかる。

調教の最終的な目標は、ツルを安定的に捕獲できる鶴取の鷹(A)である。しかし、「御鷹肉当之日記」に記される鷹(8居以上12居以下)の内、Aになれた鷹は1居のみであった。加藤忠廣が所有する多数の鷹の中から優秀なものを厳選した上で吉長が調教を行ったとしても、実際に鶴取の鷹になれるのは吉長が肉当を担当した鷹のごく一部に限られたのである。

鶴取の鷹になれるか否かは段階的な調教の中

で判断された。鷹の肉をツルの捕獲に適した状態へ調整することが、その最初の段階である。ここでは給餌の手法(I・II・III)を使い分けることによって調整が行われた。鷹の肉をツルの捕獲に適した状態に調整することができなかった場合は、この時点で見込みがないと判断されることもあった。

次の段階は、丸ばしや取飼など実際の獲物を用いた訓練である。羽合せた獲物もガンからツルへ段階を踏んでいた。この訓練では獲物の対象が限定され、獲物に対する鷹の反応から鶴取の鷹になれるか否かが判断された。ここで、ツルを安定して捕ることのできた鷹が鶴取として藩主の鷹狩に備えられたと考えられる(A)。一方、今年度は鶴取の見込みがないとされた鷹の中でも、いずれはツルを捕るという期待から次年度の訓練計画がなされる場合(B)、雁取に変更する場合(C)、鶴取の見込みがないと判断された場合(D・E)があった。

このように、鶴取の調教にはいくつかの段階があり、調教を受けた鷹はその各段階で鶴取の鷹になれるか否かが判断され、A～Eいずれかのライフコースを辿ることになったのである。優秀な鷹であっても肉を読み間違えて訓練を行うタイミングを誤ると、⑥の鷹のように獲物に対するトラウマから、失敗癖がついてしてしまうことがあった。鶴取の調教は、鷹の特性にあわせ、長年の経験に基づく高度で緻密な知識をもとに、段階的な調教を行うことで初めて可能となったのである。

また、ツルをはじめとした大型の水鳥の捕獲は危険を伴うものであり、③のようにツルから受けた傷が原因で死んでしまう鷹も少なくなかっただろう。このような鷹の負傷や病気を解決するためには、医学的な鷹の知識が必要とされた。池内文書には鷹の治療法や薬に関する鷹書が多く伝来するが、これらも鶴取の調教において必要不可欠な知識だったのである。

本稿で明らかにしたように、池内吉長が確立した鷹術によって、鶴取を目的とした鷹の調教が行

われていた。また、同時に吉長の調教を受けた鷹であっても鶴取の鷹になれたのはごく一部だったことも明らかとなった。鶴取はその困難さ故に特別な調教術を必要としたのであり、吉長はそれを大成し、鷹書として後世に残した。つまり、鶴取の鷹術なくしては、鶴取の鷹狩文化は成立せず、定着することは難しかったことが指摘できるだろう。17世紀初頭、吉長が鶴取の鷹術を記録化し、次男吉勝に相伝させたことに歴史的意義があり、鶴取の鷹術はこの相伝をもって特別な「知」と技法として初めて確立されたのである。

おわりに

本稿では鶴取の鷹術を確立した池内吉長の記録や鷹書を分析し、近世初期に鶴取の鷹の育成を明確な目的とした鷹の調教が行われていたこと、鶴取の鷹の調教には固有の鷹術を必要としたこと、その鷹術をもってしても鶴取の鷹の育成は難しかったという鷹の調教実態等を明らかにした。

最後に、加藤忠廣改易後に熊本へ入部した細川忠興・忠利親子の書状から、領主層の鶴取の鷹に対する認識を探ってみたい。

【書状 1】⁷²

昨日我等あわせ候て取せ申候間、此鶴進上申候、鶴取二居持申候内、風つよく候ニあわせ候へハ、しかれ候て、鷹の腰おれ候て、鶴も鷹も死に申候、又残一居も、手先の羽うら二寸あまりふみさかれ申候、痛の出不申候内ニあわせ可申と存、此鶴取せ申候、もはや羽痛申候間、明日熊本へ帰申候、か様之おしき仕合無之候、此鷹羽なおり不申候へハ、鶴あわせ候事、もはや成不申候而、慰なく成申候、此中ハ寒シ申候、御気色能候哉、(後略)

【書状 1】は寛永 15 年 (1635) 12 月 8 日付の熊本藩主細川忠利から細川忠興付家臣一色奎之助宛の書状案である。すでに加藤忠廣改易から 6 年が経ち、同年には島原天草一揆が終結した。国元に滞在していた忠利は八代に隠居中の忠興へ鷹狩で捕ったツルを進上した。【書状 1】には忠

利の所有していた鶴取の鷹の内、1 居が羽合せたツルとともに死に、もう 1 居がツルに敷かれて負傷したことが記され、ツルに羽合せることができず「慰なく成」ってしまうことを嘆いている。忠利はこの 2 居以外にも鷹を所持していたので⁷³、鶴取の鷹を失うことを残念がっているのである。それほどに、鶴取の鷹は貴重であり、それを所有することが大名としてのステータスにもつながった⁷⁴。さらに、【書状 1】が出された季節は 12 月初旬であり、ここで鶴取の鷹を失えば、今シーズンは鷹によるツル狩を楽しむことは不可能となる。そのことを忠利は「慰み」がなくなると深く嘆いたのである。ところが、父忠興の反応は忠利とは異なった。

【書状 2】⁷⁵

(前略) 我等鶴取もとく方遣候へ共、一度も合不申候、とかく鶴取ハ我等などハ入不申候、鶴ニより候事成不申候、人ニ合させ申方ハ、鉄砲にてうたせ候も、わなにてくゝらせ候もはか参候条、鶴取の分ハ此方ニ一切入不申候条、雁へうつし可申かと存候、(後略)

【書状 2】は【書状 1】に対する返事である。忠興は前略部分で忠利が鶴取の鷹を失ったことに対して「苦々敷儀」であり、いずれ治るだろうと同情しながらも、自らは鶴取の鷹は「入不申」とし、ツルは鷹で羽合せるとより鉄砲やわなで捕る方がはかどるので、鶴取の鷹は必要なく、雁取の鷹に変えたいと説いた。忠興が鷹狩でツルを捕ることの娯楽性よりも、鉄砲やわなを使った狩猟としての確実性を重視したのは、捕獲の際にツルが傷つき、贈答品としての価値を下げないという現実的対応でもあったと考えられる。このように、領主の中にも贈答用のツルはより確実な方法で捕獲し、鷹狩は鷹の適性にあわせて楽しもうとした現実主義者もいたのである。

しかし、その効率の悪さを理解しながらも多くの領主が鶴取の鷹を欲しがったのは、鶴取の鷹を珍重する 16 世紀以来の鷹狩文化の広がりがあり、近世後期になっても鶴取の鷹は珍重されてい

た⁷⁶。そのような長期的な鷹狩文化の素地のう
えに、近世初期に鶴取の鷹術が固有の「知」とし
て確立したことの意義を位置づけておきたい。な
お、その「知」が時代の推移に伴って変化するの
かどうか、鷹書の伝播の問題とともに明らかにし
ていくことが今後の課題である。

最後に、タカ研究の展望を述べる。鶴取の鷹の
種類については、本稿では明言を避けたが、オオ
タカのみとするのが通説の見解である。しかし、
江戸期にハヤブサによるツルの捕獲事例があっ
たことも紹介されていることから⁷⁷、今後はハ
ヤブサによる狩猟事例の蓄積を通して、鶴取の鷹
として育てられた可能性がないのかどうか、狩猟
効率や時代的変化を踏まえながら検討してい
かねばならない。

さらに、本稿では鶴取の調教を受けた鷹のライ
フコースを類型化し、これまで未解明であった鷹
の調教過程を具体的に明らかにした。今後はこ
れをさらにタカのライフコース全体の理解へと
つなげていくことが求められる。タカがヒトの手
によって鷹として生きることを強いられてから
のライフコースだけでなく、タカの捕獲、鷹の選
別、繁殖期を迎えた際の扱いや放鳥の仕方、死後
の供養、さらには、鷹狩以外でのタカとヒトとの
関わりなどの諸条件を検討しながら、タカのライ
フサイクルを総合的に解明していく必要がある。
いずれも今後の課題としたい。

註

¹ タカとは、タカ目またはハヤブサ目に属する鳥類の中
で比較的小型な鳥の総称である。そのなかでも、狩猟に
適した食性を兼ね備え、鷹狩りに利用されたものが「鷹」
と認識された。(塚本学「鷹と人間社会」『江戸時代人と
動物』日本エディタースクール出版部、1995年)。

² 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、1964年)、
大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)
をはじめとした同氏による一連の研究。また、近年の成
果として、山崎久登『江戸幕府鷹場制度の研究』(吉川弘
文館、2017年)。

³ 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、
1999年)、岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉
書房、2006年)。

⁴ 根崎光男「近世の鷹場規制と環境保全一浦和周辺の鷹

場を素材として」(『浦和市史研究』13、1998年)、同
「江戸周辺地域における鳥類保護の諸相」(竹内誠編『徳
川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版、2003年)をはじめ
とした同氏による一連の研究が挙げられる。

⁵ 武井弘一「近世の水田と生態系一金沢平野を事例に一」
(『人間科学 琉球大学法文学部人間科学科紀要』23、
2009年)、同『江戸日本の転換点』(NHK出版、2015
年)など。

⁶ 以下、自然界に生息するものも含めた「タカ」と鷹狩
りに用いられた「鷹」とを使い分ける。

⁷ 鷹のもつ権威性や人間社会における位置づけについ
ては、塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、1983年)、前
掲「鷹と人間社会」。飼育過程における鷹の療治や放鳥の
実態については、岡崎寛徳「御鷹掛若年寄「水野忠成側
日記」に見る鷹と鷹狩」(『大倉山論集』46、2000年)。
また、野生のタカを捕獲する技術については、菊池勇夫
「鷹の捕獲技術について一江戸時代の北日本を中心に一」
(『年報人類文化研究のための非文化資料の体系化』2、
2005年。のち同『近世北日本の生活世界』清文堂出版、
2016年収録)。

⁸ 鷹そのものに関する研究が乏しいことは岡崎寛徳氏が
すでに指摘している(前掲「御鷹掛若年寄「水野忠成側
日記」に見る鷹と鷹狩」)。しかし、その後も大きな研究
の進展はみられない。

⁹ 鷹狩りで用いられる鷹の種類を峻別することの必要性に
ついてはすでに福田千鶴氏が指摘している(福田千鶴「豊
臣政権期における鷹と鷹狩の位相」『織豊期研究』20、
2018年)。

¹⁰ 福田千鶴「近世鷹場と環境」(『鷹・鷹場・環境研究』
創刊号、2017年)、中澤克昭「中世の鷹狩に関する研究
の動向と課題」(『鷹・鷹場・環境研究』2、2018年)。

¹¹ ヒトと相利共生の関係にあるタカ(鷹)がツルとい
った大型の鳥類までを捕獲していたということは日本近
世型生態系の一つの特徴であった(前掲『江戸日本の転
換点』)。

¹² 越坂裕太「内閣文庫所蔵 昌平坂本『元和寛永小説』」
(『鷹・鷹場・環境研究』2、2018年)。

¹³ 岡崎寛徳「献上鷹・下賜鷹の特質と将軍権威」(『國
史研究』106、2001年。のち前掲『近世武家社会の儀礼
と交際』に収録)。

¹⁴ 前掲「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」。

¹⁵ 現代の鷹匠によれば、当初から鶴取といった特定の
鷹の育成を目的に調教が行われたのではなく、何度も狩
場で挑戦しているうちにツルを捕れるようになったと考
えられている(相馬拓也「日本ワシタカ研究センター訪
問記」『鷹・鷹場・環境NEWS』4、2018年)。

¹⁶ 鷹術関係者としての「池内左太右衛門吉順、池内熊
進」については三保忠夫氏による先行研究があるが、関
係する鷹書の整理が中心でその人物像については明らか
にされていない(三保忠夫『鷹書の研究一宮内庁書陵部
蔵本を中心に一』和泉書院、2016年)。なお、「吉順」は
「吉長」の誤読で、正しくは「池内左太右衛門吉長」で
ある。

¹⁷ 文書購入時に付属していたコピー本で、原蔵は不明
である。初代吉成から吉長までの池内家の由緒が記され
る(「近江池内家譜」(コピー本)池内30)。

¹⁸ 「会津支配帳」(滋賀県蒲生郡役所編『近江蒲生郡志
巻三』西濃印刷、1922年)。

19 「鷹の物にこりたるあてかひ餌のつものりのこと」(池内 6)。

20 宮内省式部職編『放鷹』(吉川弘文館、1932年)。

21 「鷹の物にこりたるあてかひ餌のつものりのこと」に、荒井藤七郎は荒井豊前守の「孫子」と記される。また、同書の奥書には、「大平内匠助一りうの餌かい」は近年つかい始め、藤七郎を合わせて「未三代め」と記されており、大平内匠助、荒井豊前守、荒井藤七郎の三代が代々相伝した流派と解釈できる。すなわち、藤七郎は荒井豊前守の子であると考えられる。なお、荒井豊前守・藤七郎は二代にわたって大平内匠助が確立した餌飼を相伝したが、彼らの鷹術が後に「荒井流」と呼ばれるようになる過程については今後の課題としたい。

22 『会津鑑一』(吉川弘文館、1981年)。

23 長谷川成一『近世国家と東北大名』(吉川弘文館、1998年)。

24 蒲生家の御家騒動については、藤田達生「蒲生騒動」(福田千鶴編『新撰 御家騒動 上』新人物往来社、2007年)、同『蒲生氏郷』(ミネルヴァ書房、2012年)。

25 山田康弘・高野和人編『肥後加藤侯分限帳』(青潮社、1987年)。

26 「加藤家御侍帳」(中野嘉太郎『加藤清正伝』青潮社、1979年)。

27 前掲「加藤家御侍帳」。

28 「ひぢくてんの書之事」(池内 5)。

29 前掲「ひぢくてんの書之事」。

30 前掲「鷹の物にこりたるあてかひ餌のつものりのこと」。なお、これに類似した内容の奥書をもつ鷹書が確認される(鷹書研究会編『鷹の書一諏訪藩に残る『鷹書(大)』の翻刻と注解一』文化出版、2008年、67頁)。これと吉長の残した鷹書との関係の解明は、今後の課題とする。

31 前掲「鷹の物にこりたるあてかひ餌のつものりのこと」。

32 福田千鶴「福岡城三ノ丸東部に置かれた大身家臣の屋敷に関する一考察」(『九州産業大学国際文化学部紀要』第50号、2011年)。

33 『黒田家譜』第2巻(文献出版、1982年)。

34 前掲「福岡城三ノ丸東部に置かれた大身家臣の屋敷に関する一考察」。

35 福岡藩の分限帳では寛文期から幕末まで池内姓の名前を確認することができる(福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』海鳥社、1999年)。

36 「御代々御鷹方覚」(前掲「近世鷹場と環境」)。

37 「鷹肉当ノ書」(池内 14)。

38 豊臣政権期にツルを頂点とした獲物の序列が明確化し、鶴取の鷹が重用される鷹狩文化の伝統化が始まったことから(前掲「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」)、元和～寛永期には鶴取とその育成技術に対する需要が高まっていたと考えられる。

39 「鍋嶋信濃守殿江相伝仕候書物同尋ニ参候跡書」(池内 8)。

40 佐賀県立図書館編『佐賀県史料集成古文書編』第8巻(佐賀県立図書館、1964年)188頁。

41 「御鷹肉当之日記」(池内 9)。

42 「〔御鷹肉当之日記〕」(池内 29)。

43 「鷹書目録」(池内 1)。

44 ①～⑧は「御鷹」預りの人物が「御鷹肉当之日記」に記載されている順番をもとに筆者が付した番号である。

【史料 2】で「③」よりも「④」を先に記したのは、④

の隣に「後」、③の隣に「前」と記されるためである。これは目録作成者による訂正と考えられ、原本の記載順が④が③より「後」で、同様に③が④より「前」であることを示している。なお、原本(池内 9・池内 29)の該当部分を確認すると、③横井角右衛門→④原田理右衛門の順で記載されており、上記の解釈を裏付けることができる。

45 大塚紀子『鷹匠の技とところ』(白水社、2011年)。

46 現代の鷹の調教には「馴らし」、「仕込」、「使う」という3つの段階がある(前掲『天皇の鷹匠』)。なお、以下の記述は同書をもとにしている。

47 肉当の調教段階は註46の「使う」に当たる(前掲『鷹匠の技とところ』)。

48 現代の鷹狩では、夏の換羽を終えた鷹を一番暗い新月の夜に鳥屋から出して、「町据え」を行う(花見薫『天皇の鷹匠』草思社、2002年)。すなわち、鷹を鳥屋から出す「鳥屋出」は、換羽を終えた秋の新月の日である。これを近世初期にそのまま当てはめることが可能なのは今後の検討を要するが、吉長が担当した鷹は肉当が開始された時点で既に鳥屋出を終えていたと推測できる。

49 堀田幸義「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」(『鷹・鷹場・環境研究』2、2018年)。

50 前掲「仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究」。

51 横井加左衛門については吉長(池内左太右衛門)と稲川清大夫と連名の鷹書2冊(『鷹書(上下)』宮内庁書陵部蔵、函架番号163・986)が宮内庁書陵部に写本として伝来している。同写本は嘉永4年(1851)に松江藩松平家によって蒐集されたもので、高槻藩永井直輝に借りたものを写したものである。しかし、これ以上は不明な点が多いため、今後の課題とする。いずれにせよ、加左衛門の名が記された鷹書が伝来することから、同人が鷹の知識を有していたことは十分に推測できる。

52 前掲「加藤家御侍帳」。

53 前掲『鷹匠の技とところ』。

54 「分」はタカの肉の状態を判断する目安。タカの最高体重を十分とし、最低体重を三分とすることで、体重から肉の状態を推量する。(前掲『鷹匠の技とところ』)。

55 「宮崎九郎右衛門預り御鷹」の評価欄に「去年二度肉当仕候」と記されることは、吉長が1居の鷹に対して1年に2回以上の肉当を行うこともあったことを裏付ける。

56 現代の鷹狩では、キジやウサギなど中型から大型の立ちが速かったり力の強い獲物を狙う際は、長い距離を追ったり、力の強い獲物を押さえ込めるだけの体力が必要になるため、八分から九分ほどの肉が適しているとされる(前掲『鷹匠の技とところ』)。よって、ツルなど大型の水鳥を捕獲する際にもある程度高い肉が必要とされたことが推測できる。

57 前掲『放鷹』。

58 前掲『鷹の書一諏訪藩に残る『鷹書(大)』の翻刻と注解一』。

59 相馬拓也氏のご教示による。現代の日本国外における鷹狩では、鷹に石や雪を与えることで消化を促進させることが指摘されており、与えた土の性質にもよるが、土も石や雪と同様に消化を促す役割をもっていた可能性がある。

60 現代の諏訪流鷹術では、鷹の新陳代謝を活発にし、食べた物をすぐに消化して、すぐ空腹になるような状態、

すなわち、「腹の入れ替え」の管理を重要視する（波多野鷹『鷹狩りへの招待』筑摩書房、1997年）。土餌に消化を促す効果があれば、「腹の入れ替え」が効率よく行われ、鷹の狩猟意欲を損なうことはなかった。

⁶¹ 上の餌として、鶴、雀、雁、ほあか、ほそからす、にうない、ばん、ほしろ、小鴨、かしらたか、けり。中の餌として、ま鳥、ひばり、田嶋、とう鳩、秋鳥、つくみ、川からす、はと、うつら、ひゑ鳥。下の餌として、青鷺、青しとゝ、黒鴨、ふとからす、こい、かわらひハ、あいさ、から鳥、しやくなき、ひたき、はしひろ、とび、千鳥、せきれい、羽しろ、にハ鳥、むね黒、きせきれい、山嶋、きじ、はま千鳥、水ひはり、ふと嶋、まいじやく、はますゝめ、うそ、はまたか（全48種類、鳥の名称は史料上の表記通り）が記される。（前掲「鍋嶋信濃守殿江相伝仕候書物同尋ニ参候跡書」）。

⁶² 「日本国語大辞典 第二版」（小学館、1972年）。

⁶³ 鷹は鳥の肝を喜んで食べるため、現代の鷹狩でも鷹への褒美として捕獲した鳥の肝をその場で与えることがある（前掲『天皇の鷹匠』）。

⁶⁴ 前掲『放鷹』。

⁶⁵ 前掲『天皇の鷹匠』。

⁶⁶ 福田千鶴「豊後日出城主木下延俊『慶長日記』にみる鷹狩り記事」（前掲『鷹・鷹場・環境NEWS』4、2018年）。

⁶⁷ 「鷹口伝」（『統群書類従』第十九輯、統群書類従完成会、1912年）。

⁶⁸ 羽合せとは、鷹を投げて獲物に向かう勢いをつけさせること（前掲『天皇の鷹匠』）。なお、「御鷹肉当之日記」において、羽合せは「合^{あわせ}」と表現される。

⁶⁹ 前掲『鷹の書—諏訪藩に残る『鷹書（大）』の翻訳と注解—』。

⁷⁰ 前掲『鷹の書—諏訪藩に残る『鷹書（大）』の翻刻と注解—』。

⁷¹ 前掲『天皇の鷹匠』。

⁷² 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料』12（東京大学出版会、1990年）。

⁷³ 同年10月24日付の忠利から息子光尚に宛てた追而書には、オオタカを5居以外は持っていないと記している（東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料』14）。

⁷⁴ 前掲「内閣文庫所蔵 昌平坂本『元和寛永小説』」。

⁷⁵ 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料』6（東京大学出版会、1978年）。

⁷⁶ 前掲「近世鷹場と環境」。

⁷⁷ 前掲「近世鷹場と環境」。なお、宝暦～天明期の熊本藩でもハヤブサでツルを捕獲した事例を見出すことができる（『重賢公日記 下』汲古書院、1989年）。

〔謝辞〕本研究はJSPS科研費JP16H01946の研究費助成を受けたものです。

〔付記〕本稿は第4回鷹・鷹場・環境研究会で行った報告をもとにしている。報告に際して研究会メンバーの皆様より多くのご指摘を賜った。また、本稿執筆に際しては相馬拓也氏よりご指導を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。

表3 鷹の調教過程

月	日	①山田左衛門	②横井加左衛門	③横井角右衛門	④原田理右衛門	⑤松熊勝七	⑥宮崎九郎右衛門	⑦山田十郎
10	20	肉十分から肉当、カモの餌口						
21		カモの餌口						
22		カモの餌口						
23								
24								
25								
26								
27								
28		カモの餌口						
29								
30								
10	1							
2		カモの片胸						
3								
4								
5		ガン取餌口	肉九分から肉当、カモの餌口					
6		ガン取餌くわせ						
7		ガン取餌くわせ						
8								
9		ガン取餌くわせ						
10		ガン丸ばかり餌						
11				肉九分から肉当				
12		ツルの丸はし餌口	ツルの餌口					
13				カモの餌口				
14		カラスの両胸	(ツルに) 羽合せみる (ツルに) 羽合せず					
15			スズメの胸、カラスの両胸・両すね					
16		カラスの両胸						
17		ツルに羽合せも難す、ガン取餌口	タカよわく見え肉上げ	ガンの身				
18								
19		ツルの餌口		ツル取餌口	肉十分から当、カモの餌口			
20		ガンの身		ガンの身				
21		ツルの餌口、スズメの胸		ツル取餌口				
22		ツルを譲りもおらず、肉上げ		ツルに羽合せも難す、肉上げ	カラス			
23							肉九分より肉当	
24								
25								
26								
27								
28					ハトの両胸			
29								
11	1							
2				ガンの餌口	ガン取餌口	ガン取餌		
3				ツルを長く取るも難す	ガンにうたれ肉上げ	ガン取餌くわせ		
4				ガン取餌口、スズメの胸		ガン取餌、上載なしに餌口		
5				鼻前から大風		理右衛門御鷹ガン餌口		
6				頭み通りのツル無し、肉上げ		カモのあらひ餌		肉十分から肉当、カモの餌口
7								
8								
9								
10						ツルの丸はし餌口		ツルの餌口
11						ツルをうまく取るも難す		
12						ツル無し		
13						ツルの丸はし餌口		ツルの餌口
14		肉九分から肉当、カモの餌口				ツルをうまく取るも難す		ツルに二度羽合せも難す
15						ハトの両胸		
16		カモの餌口			肉十分から肉当、カモの餌口	ハト二つの両胸		ガンに打たれ、肉上げ、養生
17					カモの餌口	ツルを譲りも無し		
18		肉十分から肉当、カモの餌口				ツルを譲りも無し、肉上げ		
19								
20		スズメの胸						
21								
22		カモの雄鳥片胸		肉九分から肉当		ガンに羽合せたが、打ちかえり参らず		
23			ツルに含む	カモの餌口				
24			ツルに羽合せも取れず			ガンに含む		
25			ツルに羽合せも難す			肉良く見えるも羽合せず		
26			ツル無し、肉上げ、ハトの両胸			カラスの両胸・かたすね		
27		カラスの片胸・片足		カラスの片胸・片足		ガンに羽合せ打ちかえる、肉上げ		
28		ツルの餌口		ツル取餌くわせ				
29		ツルの餌口		ツル取餌くわせ				
30		ツルの餌口		ツル取餌くわせ				
12	1							
2								
3		ツルの餌口		ツル取餌くわせ	肉九分から肉当			⑦ 仙田十郎 肉十分から肉当
4		カモの餌口		ツル取餌くわせ、負傷	カモの餌口			ツルの餌口
5				薬をつけ養生、ハト片胸				
6		みたれあり						みたれあり
7								
8		この日まで少しも当口見えず						ツルが無く羽合せず
9				申下餌より肉良く見える				ツルに二度羽合せざるが難す
10		ツルの餌口		ツルの餌口、ツルに羽合せざるが難す				ツル取餌くわせ
11		ツルの餌口		ツル引上餌口				ツル取餌くわせ
12								
13		鳥餌		薬がこぼれり、身寄の足すくむ	鳥餌			
14					鳥餌			
15		ツルの餌口			ツルの餌口			ハトの両胸、またけて休み
16		ガンの丸まきかい			ツル丸はし餌口			スズメの胸、またけて休み
17		ツルの丸はしを行うも取らず			ツルを譲りもツル無し			ツル取餌くわせ
18								またけて休み
19		ガン取餌くわせ			ツルに羽合せも羽向けず			スズメの胸
20		この日の肉前ではガンをとらず		全身がすくみ、申の時分に死ぬ。	ツルは「不飛成」、ガン取餌くわせ		肉九分から肉当	マナツル取餌くわせ、肉上げ
21		ツルの丸はし餌口	肉十分より肉当、カモの餌口		ガン取餌くわせ			
22		ガンの身	ガンの身		ガン取餌くわせ			
23			カモの餌口					
24		カモ取餌くわせ			ガン取餌くわせ	カモ		
25		ツルに羽向けず。ガン取餌くわせ			ツルに羽向けず、ガン羽合せくわせ			
26		ガン取餌くわせ			ガン取餌くわせ			
27		ガン取餌くわせ	カモ		スズメの胸			
28					ガン取餌、肉上げ			
29		ガン取餌くわせ				ガンの身		
1	1							
2								
3		ガン取餌くわせ						
4		ガン取餌くわせ						
5								
6		ガン取餌くわせ、大風よく	ガンの身			ガンの餌口		
7		大風よく						
8			小鷹の両胸			小鷹の両胸		
9								
10		小鷹の胸						
11								
12		小鷹の胸	小鷹			小鷹		
13								
14								
15								
16		ふとからす				カラスの両胸・片足を半分		

(出典)「御鷹肉当之日記」九州大学福田研究室所蔵池内文書史料番号 9、「〔御鷹肉当之日記〕」前同史料番号 29 より作成。

付属史料

「御鷹肉当之日記」

(九州大学福田研究室所蔵池内文書
史料番号 9・前同史料番号 29)

【凡例】

- (1) 漢字は原則として常用漢字を用い、適宜、句読点を補った。
- (2) 変体仮名は平仮名または片仮名に改めたが、「之」(の)、「方」(より)はそのままとした。
- (3) 繰り返しの記号は、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」、二文字は「／＼」とした。
- (4) [] に原史料番号、丁数とその表裏を示した。
- (5) 本文中に記した①～⑧は筆者による。
- (6) 判別不能な文字は□で表した。
- (7) 推測される文字など必要に応じて()で傍注を付した。
- (8) 見消は二重取り消し線を用いて表した。
- (9) 原史料は縦書きであるが、組版の都合上、横書きに変更した。

(表紙)

「寛永八辛未年 神無月廿日

御鷹肉当之日記

池内左太右衛門尉

肉当仕候覚」

[池内 9、2 丁表]

①山田右衛門預り御鷹、肉当餌飼ノ覚
但、御鷹ノ肉十分より当申候、

一、拾月廿日ニ、鴨の飼口四ツ半、上餌
土餌三ツ、ませ三ツ

一、同月廿一日ニ、鴨の飼口三ツ、上餌
土餌三ツ半、ませ三ツ

一、同月廿二日ニ、鴨の飼口二ツ、上餌
土餌三ツ、ませ三ツ、

一、同月廿三日ニ、土餌三ツ、ませ四ツ

一、同月廿四日ニ、土餌四ツ、ませ四ツ

一、同月廿五日ニ、土餌八ツ、ませ五ツ

一、同月廿六日ニ、土餌三ツ、ませ四ツ
[池内 9、2 丁裏]

一、十月廿七日ニ、土餌三ツ、ませ四ツ

一、同月廿八日ニ、鴨の飼口壱ツ、上餌
土餌三ツ、ませ四ツ

一、同月廿九日ニ、土餌五ツ、ませ五ツ

一、同月卅日ニ、土餌五ツ、ませ三ツ

一、^{後十月}同月一日ニ、土餌四ツ、ませ三ツ

一、同月二日ニ、鴨のかたむね、上餌な
し

一、同月三日ニ、土餌五ツ

一、同月四日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ

一、同月五日ニ、雁取飼かい口三ツ、上
餌土餌三ツ

[池内 9、3 丁表]

一、同月六日ニ、雁取飼くわせ三ツ半、
上餌土餌三ツ

一、同月七日ニ、雁取飼くわせ四ツ半、
上餌ともゑ五ツ

一、同月八日ニ、土餌三ツ、ませ四ツ

一、同月九日ニ、雁取飼くわせ四ツ、上
餌ニ友餌四ツ半

一、同月十日ニ、^{バカリ}雁丸はかり飼、土餌六
ツ、此日方心持あるニ付而如此候、

一、同月十一日ニ、土餌三ツ、ませ五ツ

一、同月十二日ニ、鶴の丸はしかい口三
ツ、上餌三ツ、ませ五ツ

一、同月十三日ニ、土餌三ツ半、ませ四

ツ

[池内 9、3 丁裏]

一、同月十四日ニ、からすの両むね兩へ
ツそへ、餌かさ十一

一、同月十五日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ
一、同月十六日ニ、土餌七ツ、あらいか

けんまへニして飼

一、同月十七日ニ、からす両むねかたへ
ツそへ、餌かさ八ツ

一、同月十八日ニ、鶴ニ合、かつき上か
けきハニてわかれ、此日雁取飼飼口
三ツ、上ゑ五ツ

一、同月十九日ニ、土餌五ツ

一、同月廿日ニ、鶴の飼口三ツ、上ゑな
し

一、同月廿一日ニ、雁の身六ツ

[池内 9、4 丁表]

一、同月廿二日ニ、鶴の飼口壱ツ半、すゝ
め四ツのむね、ひるの仕掛ケ、夜ニ
入、すゝめのむね、ゑがき三ツ

一、同月廿三日ニ、鶴一よりと存、ねら
い候へ共、仕合あしく候間、鶴なく
合せ不申候、此日肉七分方下めニ成
り、晩ニハ六分斗リ之肉ニ成り申候
ニ付而肉上ケ申候、

右之御鷹、鶴ニ取飼申度存候間、長肉
を当申候へ共、仕合あしく鶴なく候て、
ついニ一方も肉能候なから合不申候、
此以後の肉ニハ何とそ仕候而、鶴取飼
申度と存、如此覚書仕候、以上

②横井加左衛門預り御鷹、肉九分方当
申候、

一、後十月五日ニ、鴨の飼口四ツ、上餌
土餌三ツ、ませ三ツ

[池内 9、4 丁裏]

一、後十月六日ニ、土餌五ツ、ませ四ツ

一、同月七日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ
 一、同月八日ニ、土餌三ツ、ませ五ツ
 一、同月九日ニ、土餌七ツ、ませ五ツ
 一、同月十日ニ、土餌四ツ、ませ五ツ
 一、同月十一日ニ、土餌弐ツ半、ませ四ツ
 一、同月十二日ニ、鶴の飼口四ツ、上餌弐ツ、ませ四ツ
 一、同月十三日ニ、土餌三ツ、ませ五ツ
 一、同月十四日ニ、土餌三ツ、ませゑかさ三ツ、此日合見ルに、鷹まへなる様ニ見へ申候、
 [池内 9、11 丁裏]
 一、同月十五日ニ、土餌二ツ、ませ五ツ大、此日合申候へハ、まへ日ノことく羽つらニのり申事
 一、同月十六日ニ、すゝめ八ツのむね、あさゑからすの両むね・両すねニのふし方上ヲ飼
 一、同月十七日ニ、土餌五ツ
 一、同月十八日ニ、鷹よわく相見へ申候ニ付而、肉上申候、
 右之御鷹ハ此餌の飼様あしく候故、此肉鶴より合申候へ共、はなし申候間、重而の肉ニ分別可有候、此御鷹肉よわくミへ申候、七分之上ノ肉にてよわく相見へ申候、以上

[池内 9、11 丁表]

③横井角右衛門尉御鷹、肉九分方当掛申候、

一、後十月十一日ニ、土餌六ツ
 一、同月十二日ニ、土餌三ツ
 一、同月十三日ニ、鴨ノ飼口三ツ、上餌ニ土餌五ツ、ませ五ツ
 一、同月十四日ニ、土餌五ツ
 一、同月十五日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ

一、同月十六日ニ、土餌六ツ、ませ五ツ
 一、同月十七日ニ、土餌四ツ、ませ四ツ
 一、同月十八日ニ、雁ノ身三ツ半
 [池内 9、10 丁裏]
 一、同月十九日ニ、土餌五ツ、ませ五ツ
 一、同月廿日ニ、鶴取申候、飼口三ツ、上餌土餌三ツ
 但、木部村下ノ出村北ノ方にて、さるノ時ニ取飼申候、
 一、同月廿一日ニ、雁ノ身五ツ半
 一、同月廿二日ニ、鶴取飼かい口五ツ、上餌夜ニ入土餌三ツ
 但、長村ノ前にて、すより鶴むまノ時ニ取飼申候、少ふミつけられ申候、
 一、同月廿三日ニ、鶴合申候所ニ前日少鶴ニふミかけられ申候故か、廿日合申候所ニはなし申候間、先肉上ケ申候、此日御鷹之肉八分方少下めニ相見へ申候、以上

④原道理右衛門預りの御鷹、肉十分方当掛申候、

一、後十月廿日ニ、鴨の飼口三ツ、上餌土餌三ツ

[池内 9、10 丁表]

一、後十月廿一日ニ、土餌三ツ
 一、同月廿二日ニ、土餌七ツ
 一、同月廿三日ニ、からす六ツ
 一、同月廿四日ニ、土餌三ツ
 一、同月廿五日ニ、土餌七ツ
 一、同月廿六日ニ、土餌五ツ
 一、同月廿七日ニ、土餌二ツ
 一、同月廿八日ニ、鳩両むね、上餌土餌四ツ

[池内 9、9 丁裏]

一、同月廿九日ニ、土餌五ツ

霜
 一、同月一日ニ、土餌三ツ
 一、同月二日ニ、雁の飼口三ツ、上餌土餌三ツ
 一、同月三日ニ、此日鶴合申候、能取り申候へ共、水田故か、又ハ肉前なるか、はなし、其後又一より合申候へハ、ちかき鶴ニ不参候ニ付而、土餌六ツ半、ませ五ツかい申候、
 一、同月四日ニ、雁取飼かい口四ツ、上餌なし、ひる雀四ツのむねかい申候、
 一、同月五日ニ、土餌五ツ、ひる前大風にて此日不罷成候、

[池内 9、9 丁表]

一、霜月六日ニ、風つよく殊外さむく御座候ニ付而、しかとしたる鶴無之、とをき鶴をやりかけニ仕合申候処ニ、殊外能参候へ共、風つよくかけきわにてふきわけられ申候ニ付而、肉上ケ申候、此日ノ肉七分ノ上たるへく候、

右之御鷹、此後肉能分別仕候ハハ、取飼可申と存候ニ付而如此候、以上

⑤松熊勝七預り御鷹

一、後十月廿三日ニ、土餌七ツ
 一、同月廿四日ニ、土餌五ツ
 [池内 9、8 丁裏]
 一、同月廿五日ニ、土餌三ツ、ませ四ツ
 一、同月廿六日ニ、同餌七ツ、ませ三ツ
 一、同月廿七日ニ、同餌三ツ
 一、同月廿八日ニ、同餌四ツ
 一、同月廿九日ニ、同餌六ツ、ませ六十一
 一、同月朔日ニ、同餌三ツ
 一、同月二日ニ、雁取飼かい口四ツ、上餌四ツ

一、同月三日ニ、雁ニうたれ申候ニ付而肉上ケ申候、せほね四ツやいとの上

下はれ申候、
〔池内 9、8 丁表〕

右之日、雁ニ合せ、四ツやいとの上下
はれ申候ニ付而、養生仕申候、同五日
ニハ殊外鷹いたミいて申候へ共、又六
日ノ晩方少つゝ能御座候、以上

⑥宮崎九郎右衛門預り御鷹、肉九分
当掛申候、

- 一、後十月廿四日ニ、土餌六ツ
- 一、同廿五日ニ、同ゑ三ツ
- 一、同廿六日ニ、同餌五ツ
- 一、同廿七日ニ、同ゑ七ツ
- 一、同廿八日ニ、同餌八つ、ませ五ツ
- 一、同廿九日ニ、同ゑ三ツ

〔池内 9、7 丁裏〕

- 一、十一月一日ニ、雁取飼四ツ、上餌土
ゑ三ツ
- 一、同二日ニ、雁取飼クハセ三ツ、上餌
土ゑ四ツ
- 一、同三日ニ、雁取飼、上餌なしニ飼口
六ツ
- 一、同四日ニ、理右衛門御鷹雁飼口ニツ
半、上ゑ土餌四ツ
- 一、同五日ニ、鴨ノあらい餌六ツ半
- 一、同六日ニ、土餌七ツ、小ざいはいニ
作り、なまあらいニして、
- 一、同七日ニ、同餌八ツ、なまあらいニ
して、ませ五ツ
- 一、同八日ニ、同ゑ四ツ

- 一、同九日ニ、鶴丸はし飼口三ツ半、上
餌土ゑ三ツ

〔池内 9、7 丁表〕

- 一、同十日ニ、此日鶴合、能取申候へ共、
嶋はたノかくちニ取すへ、下へころ
ひおち、いミその中へ御鷹しかれ申
候かと存候、おさへきハ三間ニては

なし申候、残多次第二候、就夫土餌
四ツかい申候、

- 一、同十一日ニ、方々はしりまハリ候へ
共、鶴一方もこれなく候て、合せ不
申候ニ付而、土餌八ツ、ませなしニ
かい申候

- 一、同十二日ニ、鶴ノ丸はし飼口四ツ、
上餌なし

- 一、同十三日ニ、土餌六ツ
- 一、同十四日ニ、同餌八ツ、此日鶴合せ、
よく取申候へ共、取すへやかてはな
し申候、

- 一、同十五日ニ、鳩両むね飼申候、

〔池内 9、6 丁裏〕

- 一、同十六日ニ、鳩式ツノ両むねかい申
候、

- 一、同十七日ニ、鶴ねらい申候へ共、能
つるなく合せ不申候、

- 一、同十八日、種々ねらい候へ共鶴なく、
成り不申候ニ付而、肉上ケ申候、
右之御鷹去々々鶴ニしかれ、去年両度
肉当仕候へ共、鶴ニはむけも不仕候ニ
付而、当年鳥や出る九郎右衛門ニ申合、
是非当年ハ取飼可申と存候所ニ当か
いノことく能取申候へ共、又去々々ノ
ことく鶴ニしかれはなし申候、其日又
一より合申候へハ、取候て参候へ共、
はなし申候ニ付而、丸はし仕り、其後
能鶴たつね申候へ共、仕合あしく候て
不罷成候、

〔池内 9、6 丁表〕

能分別仕候ニ、十二日ノ日ノ丸はし飼
申候て、先肉を上ケ可申を其まゝ是非
と存、其後ねらい申候事分別ちかいて
候、此以後ノため如此書しるす也、

⑦仙田十蔵預り御鷹、肉当ノ覚

一、十一月五日ニ、御鷹の肉十分、此日
鴨ノかい口四ツ、上餌五ツ

- 一、同六日ニ、土餌五ツ

- 一、同七日ニ、同ゑ三ツ

- 一、同八日ニ、同餌七ツ

- 一、同九日ニ、鶴ノ飼口三ツ、上餌土ゑ
三ツ

〔池内 9、5 丁裏〕

- 一、同十日ニ、土餌三ツ

- 一、同十一日ニ、同ゑ六ツ、ませ五ツ

- 一、同十二日ニ、鶴ノ飼口三ツ、上ゑな
し

- 一、同十三日ニ、土餌七ツ

- 一、同十四日ニ、同ゑ五ツ、此日食以前
ニ鶴ニ合申候へハ、水の中へ取すへ、
頓而はなし申候、又其後合申候へハ、
取またけ仕、取すへ申候所、水田故
はなし申候、以上

- 一、同十五日ニ、土餌七ツ

- 一、同十六日ニ、土餌五ツ、此日食以前
ニ一より合申候所ニ鶴三十間^(キカ)□
リ手さきノかたニある雁ヲ取申候、
此雁ニうたれ候て肉上ケ、

〔池内 9、5 丁表〕

養生仕候、明ル日十七日ニ而御鷹之
様子、雁ニうたれ候所くろいろニな
りはれ申候ニ付而、右之通ニ御座候、
以上

右之御鷹肉前成ル故ニ、とをき雁ニ参
り候、合たる鶴ニおいかゝり参候か、
のし上ケきハにて、手さきノかた三十
間斗りある雁ニうたれ申候、

⑧横井加左衛門御鷹、肉当九分当掛
申候、

- 一、十一月十四日ニ、鴨飼口四ツ、上ゑ
七ツ

一、同十五日ニ、土餌五ツ
 一、同十六日ニ、土糸三ツ
 一、十七日ニ、鴨ノ飼口三ツ、上餌三ツ
 一、同十八日ニ、土餌三ツ
 [池内 29、1 丁表]
 一、同十九日ニ、同糸八ツ
 一、同廿日ニ、すゝめのむね三ツ半、上餌三ツ
 一、同廿一日ニ、土餌六ツ
 一、同廿二日ニ、同糸三ツ、ませ三ツ
 一、同廿三日ニ、土餌四ツ、ませ四ツ、
 此日鶴ニ合、なけは斗り参候、
 一、同廿四日ニ、同糸三ツ、ませ五ツ、
 此日すより鶴合申候へ共、鶴立あかり候てから合申ニ付而、能おいかゝり参候へ共、取不申候、
 一、同廿五日ニ、からす両むね・かたすね、此日すより鶴合申候、よくおいかゝり参候へ共、かけきハにてわかれ申候、朝四ツ時分ニ合申候間、肉まへなると存候、
 [池内 29、1 丁裏]
 一、十一月廿六日ニ、肉一段能見申候間、
 晩迄ねらい申候へ共、よきつる無御座候而合不申候、先肉上ケ可申かと存、晩ニおよひ鳩両むね飼申候、
 ⑧柘太郎助預りの御鷹、肉十分方当掛申候、
 一、十一月十六日ニ、鴨の飼口三ツ、上糸五ツ、ませ五ツ
 一、同十七日ニ、鴨の飼口ニツ、上糸三ツ
 一、同十八日ニ、土餌三ツ
 一、同十九日ニ、同糸五ツ
 一、同廿日ニ、同餌三ツ、ませ五ツ
 [池内 29、3 丁表]

一、同廿一日ニ、同糸七ツ、此日雁合候へハ、打かへり不参候、
 一、同廿二日ニ、同餌三ツ
 一、同廿三日ニ、同糸六ツ、ませ五ツ、
 此日雁合候へハ、なけ羽斗参候、
 一、同廿四日ニ、同餌五ツ、此日晚ニかゝり肉能見へ申候へ共、合不申候、
 一、同廿五日ニ、からす両むね・かたすねかい申候、
 一、同廿六日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ
 一、同廿七日ニ、雁ニ合、打かへり申候、
 此日鷹ノ肉七分ノ下めニ成り申候て、右之仕合ニ候間、先肉上ケ申候、
 以上
 ①山田右衛門預り御鷹、肉十分方当掛申候、
 [池内 29、3 丁裏]
 一、十一月十八日ニ、鴨ノ飼口三ツ、上餌六ツ
 一、同十九日ニ、土餌五ツ
 一、同廿日ニ、同餌三ツ、ませ三ツ
 一、同廿一日ニ、同糸七ツ、ませ五ツ
 一、同廿二日ニ、鴨ノおん鳥かたむね、上餌なし、餌かさ八ツ
 一、同廿三日ニ、土餌四ツ、ませ五ツ
 一、同廿四日ニ、同糸三ツ、ませ三ツ
 一、同廿五日ニ、同糸五ツ、ませ五ツ
 一、同廿六日ニ、同餌三ツ、ませ三ツ
 [池内 29、4 丁表]
 一、同廿七日ニ、からすかたむね・かたあし
 一、同廿八日ニ、鶴ノ飼口三ツ、上糸三ツ
 一、同廿九日ニ、鶴ノかい口三ツ、上糸五ツ
 一、同卅日ニ、つるの飼口ニツ、上餌六

ツ
 一、拾二月一日ニ、土糸七ツ
 一、同二日ニ、同餌三ツ、ませ三ツ
 一、同三日ニ、鶴のかい口三ツ
 一、同四日ニ、鴨の飼口ニツ、上糸^{ニツ}な七
 一、同五日ニ、土糸九ツ、ませニツ
 [池内 29、4 丁裏]
 一、十二月六日ニ、土餌三ツ、ませ六ツ、
 みたれあり
 一、同七日ニ、同糸五ツ
 一、同八日ニ、同餌七ツ、此日までハ御鷹の肉、少も当口見へ不申候、
 一、同九日ニ、同糸三ツ、ませ五ツ
 一、同十日ニ、鶴飼口三ツ、上糸三ツ
 一、同十一日ニ、鶴のかい口三ツ、上糸三ツ
 一、同十二日ニ、土糸七ツ
 一、同十三日ニ、鳥餌五ツ、上糸四ツ
 一、同十四日ニ、土糸三ツ、ませ三ツ
 [池内 29、5 丁表]
 一、同十五日ニ、鶴の飼口三ツ、上糸三ツ
 一、十六日ニ、土糸三ツ半、雁の丸さきかい申候、
 一、同十七日ニ、鶴丸ばし可仕と存、いけ物合申候へ共、取つき不申候間、土糸七ツ、ませ四ツ
 一、同十八日ニ、土餌四ツ
 一、同十九日ニ、雁取飼くわせ四ツ、上糸三ツ
 一、同廿日ニ、土糸三ツ、ませ三ツ、此肉前にて雁をも取不申候、
 一、同廿一日ニ、つる丸はし飼口三ツ、上糸三ツ
 一、同廿二日ニ、雁のミ三ツ、上糸四ツ
 [池内 29、5 丁裏]
 一、同廿三日ニ、土餌七ツ

一、同廿四日ニ、鴨取飼くわせ三ツ、上
 ゑ三ツ

一、同廿五日ニ、鶴合申候へ共羽むけ不
 仕候間、此日雁三ツ合せ、取飼くわ
 せ四ツ、上ゑ三ツ

一、同廿六日ニ、雁取飼くわせ五ツ、上
 餌三ツ

一、同廿七日ニ、雁取かいくわせ五ツ、
 上餌三ツ

一、同廿八日ニ、土ゑ五ツ

一、同廿九日ニ、雁取飼くわせ八ツ

一、正月朔日ニ、土餌七ツ
 [池内 9、2 丁表]

一、同二日ニ、同ゑ五ツ

一、同三日ニ、雁取飼くわせ三ツ、上ゑ
 三ツ

一、同四日ニ、雁取かいくわせ五ツ、上
 ゑなし

一、同五日ニ、土餌七ツ

一、同六日ニ、雁取飼くわせ四ツ、上ゑ
 三ツ、大風ふく、

一、同七日ニ、土餌五ツ、大風ふき候て
 ならず候、

一、同八日ニ、同ゑ七ツ、同、

一、同九日ニ、土餌七ツ半

一、同十日ニ、小鴨のむね五ツ、上ゑ三
 ツ
 [池内 9、2 丁裏]

一、正月十一日ニ、土餌五ツ

一、同十二日ニ、小鴨のむね七ツ
 右之御鷹一より合と存候て、種々仕掛
 を仕り、ねらい申候へ共不罷成、能つ
 るニ合見申候へ共、羽むけをも不仕候
 間、それ方雁斗合申候、能雁取にて候、
 当暮方ハ雁斗合可申候、以上

③横井角右衛門預り御鷹、肉九分方当

掛申候、

一、十一月廿一日ニ、土餌七ツ、ませ五
 ツ

一、同廿二日ニ、鴨の飼口四ツ、上ゑ三
 ツ

一、同廿三日ニ、土ゑ五ツ、ませ五ツ、
 ませニ心持有り

一、同廿四日ニ、同餌三ツ、ませ五ツ
 [池内 29、6 丁表]

一、同廿五日ニ、同ゑ五ツ、ませ五ツ

一、同廿六日ニ、同餌三ツ、ませ三ツ

一、同廿七日ニ、からすかたむね・かた
 あし

一、同廿八日ニ、鶴取飼くわせ四ツ半、
 上餌なし
 但、此つる、しば原村北ノ方小つ
 かノかげにて、とりの時下刻ニ
 とりかい申候、

一、同廿九日ニ、鶴取飼くわせ三ツ半、
 上ゑ三ツ
 但、このつるふりやう村の前、し
 ぼどてのかけにて、さるの刻ニ
 取かい申候、

一、同卅日ニ、鶴取かいくわせ五ツ、上
 ゑ五ツ
 但、此鶴あかミ村之庄やうらに
 て、むまノ時に取かい申候、

一、拾二月一日ニ、土ゑ七ツ、あらいし
 ほまへにしてかふ、

一、同二日ニ、同餌五ツ

一、同三日ニ、鶴取飼くわせ五ツ、上ゑ
 なし
 但、此つる木部村方三町程西ノ
 方にて、とりノ上刻ニ取かい申
 候、
 [池内 29、6 丁裏]

一、同四日ニ、鶴取飼くわせ六ツか七ツ

方
 か、此つるに御鷹両方ノもゝふミか
 けられ、あやまち仕候、
 但、此つるごんどうの南のおき
 にてさるの時に取かい申候、

一、同五日ニ、此日鶴ふミかけ申候所、
 あらいかわたくれ申候所、ぬいふさ
 き葉付、養生仕候、朝ゑニ土餌三ツ、
 晩ニ鳩かたむねかい申候、
 右之日よりきずあらい葉付申候、あら
 い候て方御鷹の気色一段能見へ申候
 つるか、同十二日方きずこわはり出、
 身よりのあしすくミ、十九日ノ朝方て
 ききともニ殊外すくミ候て、同廿日ニ
 惣身すくミ、くひもひきつめ、さるの
 時分ニおち申候、以上

⑦仙田十蔵預り御鷹、肉十分方当掛申
 候、

一、十二月三日ニ、土餌七ツ

一、同四日ニ、鶴ノ飼口三ツ半、上ゑな
 し
 [池内 29、7 丁表]

一、同五日ニ、土ゑ五ツ

一、同六日ニ、同餌七ツ、みたれあり

一、同七日ニ、同ゑ五ツ半

一、同八日ニ、同餌六ツ、此日御鷹のひ
 るすき方一段能候へ共、鶴なく候て、
 合せ不申候、

一、同九日ニ、土餌三ツ、此日鶴四ツ時
 分ニ合、式間程上にて、ひきすては
 なし申候、はんニさるノ時ニ合、能
 取申候へ共はなし、鶴とけあいすけ
 とりなく参候時にけ申候、

一、同十日ニ、鶴合せ取飼くわせ五ツ、
 上ゑ三ツ半、めしまへに此日肉八分
 但、此つるあかミ村・出村のまへ
 にて、あさたつの時ニ取かい申

候、
一、同十一日ニ、鶴取かいくわせ五ツ、
上ゑ三ツ

但、此つる木部村上ノ出村武町
斗にしにて、ミの時ニ取かい申
候、

[池内 29、7 丁裏]

一、十二月十二日ニ、土餌七ツ、あふら
なかし迄にてかい申候、ひるすけ替
武ツ半のむねかい申候、

一、同十三日ニ、鳩両むね五ツ、上ゑ四
ツ、またけてやすミ

一、同十四日ニ、すゝめむね三ツ半、上
ゑ五ツ、またけてやすミ

一、同十五日ニ、鶴取かいくわせ四ツ半、
上ゑ三ツ

但、此つる孫代村の西にて、むま
の時ニ取申候、

一、同十六日ニ、鶴取かいくわせ六ツ、
上ゑ四ツ

一、同十七日ニ、土餌七ツ、此日ハ御鷹
やすめ申候、またけ申候、

一、同十八日ニ、同ゑ五ツ

一、同十九日ニ、すゝめノむね、ゑかさ
三ツ、上ゑ三ツ

一、同廿日ニ、まな鶴取飼くわせ四ツ、
此鶴ひの口むた村北の方、

[池内 29、8 丁表]

にてむまの刻ニ取かい申候、
右之まな鶴ニ四町斗つけられ申候へ
共はなし不申候、余に大手柄取申候間、
先肉上ケ申候、此日の肉八分ニ御座候、
以上

④原田利右衛門預り御鷹、肉九分方当
掛申候、

一、十二月三日ニ、土餌七ツ

一、同四日ニ、鴨ノ飼口三ツ、上ゑ二ツ

一、同五日ニ、土餌五ツ

一、同六日ニ、同ゑ七ツ

一、同七日ニ、同餌五ツ

一、同八日ニ、同ゑ七ツ

[池内 29、8 丁裏]

十二月

一、同九日ニ、土餌五ツ、此日さるの下
刻方肉よく見へ申候、

一、同十日ニ、鶴飼口三ツ、上ゑ三ツ、

此日とりの時鶴合せ候へ共不参候、

一、同十一日ニ、鶴引上飼口三ツ、上ゑ
武ツ

一、同十二日ニ、鳥餌武ツ、上ゑ五ツ

一、同十三日ニ、鳥ゑ六ツ

一、同十四日ニ、土餌五ツ

一、同十五日ニ、鶴のかい口三ツ、上ゑ
三ツ

一、同十六日ニ、鶴丸はしかい口三ツ、
上餌三ツ

一、同十七日ニ、土ゑ七ツ、此日鶴合度
存候而、程々ねらい候へ共、鶴なく
候て合不申候、

[池内 29、9 丁表]

一、同十八日ニ、土餌五ツ

一、同十九日ニ、同ゑ七ツ、此日十二三
間之鶴ニ合申候へ共、羽むけも不仕
候、

一、同廿日ニ、鶴ハもはや不罷成候間、
雁取かいくわせ五ツ、上餌なし

一、同廿一日ニ、雁取かいくわせ三ツ、
上餌三ツ

一、同廿二日ニ、雁取かいくわせ三ツ半、
上餌三ツ

一、同廿三日ニ、土ゑ七ツ

一、同廿四日ニ、雁取飼くわせ五ツ、上
ゑ武ツ

一、同廿五日ニ、鶴合申候へ共、羽むけ
も不仕候間、此日雁老ツ合せくわせ
四ツ、上ゑ三ツ

[池内 29、9 丁裏]

一、十二月廿六日ニ、雁取かいくわせ五
ツ、上ゑ三ツ

一、同廿七日ニ、すゝめのむね三ツ、上
ゑ五ツ

一、同廿八日ニ、雁取かい、此日肉上ケ
申候、

右之御鷹前角ノ肉ニ鶴能取て参候間、

此度の肉ニハ是非共鶴取ルへきと存
候て、つるの丸はしをかい、又ハ飼口

をもかい、いかにもちかきつるを合申
候へ共、羽むけをも不仕候ニ付而罷成

間敷と存、雁五ツ六ツ合、肉上ケ申候、
此御鷹ハ心いやけなく候て、一よりニ

鷹の心かわり申候と見へ申候間、鳥や
かす参候ハ、後ニハ取可申と存候、

此暮の鳥や出方あいしらい分別ある
へし、以上

⑥宮崎九郎右衛門預り御鷹、肉九分方
当かけ申候、

一、十二月廿日ニ、土餌三ツ

[池内 29、10 丁表]

一、同廿一日ニ、同ゑ五ツ、ませ五ツ

一、同廿二日ニ、同餌三ツ、ませ三ツ

一、廿三日ニ、同ゑ七ツ

一、廿四日ニ、鴨武ツ、上ゑ三ツ

一、廿五日ニ、土餌七ツ

一、廿六日ニ、同ゑ四ツ

一、廿七日ニ、同餌五ツ

一、廿八日ニ、同ゑ五ツ

一、同廿九日ニ、雁の身八ツ

[池内 29、10 丁裏]

一、正月一日ニ、土餌五ツ

- 一、同二日ニ、同彖三ツ、ませ三ツ
- 一、同三日ニ、同餌七ツ
- 一、同四日ニ、同彖六ツ
- 一、同五日ニ、同餌八ツ
- 一、同六日ニ、雁の飼口三ツ、上彖三ツ
- 一、同七日ニ、土彖七ツ
- 一、同八日ニ、小鴨両むね六ツ、上彖三ツ

一、同九日ニ、土餌三ツ、ませ三ツ

[池内 29、11 丁表]

- 一、同十日ニ、同彖六ツ
- 一、同十一日ニ、土餌
- 一、同十二日ニ、小鴨七ツ半
- 一、同十三日ニ、土餌七ツ
- 一、同十四日ニ、同彖四ツ、ませ四ツ
- 一、同十五日ニ、同餌六ツ
- 一、同十六日ニ、からす両むねかたあし

を半分かい申候、八ツ

右之御鷹ハ前角の肉ニも鶴ニしかれ申候故、能取て参候へ共、二度迄しかれ申候ニ付而、能取て参候へ共、地きハにてはなし申候、此度の肉ニも一度ハ能取すへ申候へ共、又はなし申候、此鶴ハたちあがらすニ羽をすべてはしり

[池内 29、11 丁裏]

にげ候へ共、御鷹たちあい不申候、此くれのとや出ニハ鴨・からす十五六も合て、其上にて雁五ツ六ツ合、時分を見合、鶴の丸はしかい候て、其引うつしニ能ばをたつね、いかにもちかき鶴を合スへし、以上

②横井加左衛門尉預り御鷹、肉十分方当掛申候、

- 一、十二月廿一日ニ、鴨飼口三ツ、上餌四ツ

- 一、同廿二日ニ、雁ノ身二ツ、上餌三ツ
- 一、同廿三日ニ、鴨ノ飼口三ツ
- 一、同廿四日ニ、土餌八ツ
- 一、同廿五日ニ、土餌五ツ
- 一、同廿六日ニ、土餌九ツ
- 一、同廿七日ニ、鴨四ツ

[池内 29、12 丁表]

- 一、同廿八日ニ、土餌六ツ
- 一、同廿九日ニ、土餌三ツ
- 一、正月一日ニ、土餌六ツ
- 一、同二日ニ、土餌三ツ
- 一、同三日ニ、土餌五ツ
- 一、同四日ニ、土餌七ツ
- 一、同五日ニ、土餌八ツ
- 一、同六日ニ、雁ノ身四ツ半、上餌土餌

三ツ

- 一、同七日ニ、土餌七ツ
- 一、同八日ニ、小鴨両むね五ツ半、上餌三ツ
- 一、同九日ニ、土餌四ツ、ませ三ツ
- 一、同十日ニ、土餌四ツ

[池内 29、12 丁裏]

- 一、正月十一日、土餌七ツ
- 一、同十二日ニ、小鴨七ツ、上餌なし
- 一、同十三日、土餌八ツ
- 一、同十四日、土餌六ツ
- 一、同十五日、土餌五ツ
- 一、同十六日、ふとからす九ツ

右之御鷹ハ鳥や出之遣いかけニ物数たらさる故ニ、此度の肉ニも、鶴取不申候と存候間、此くれのとや出ニハ何鳥成とも鳥をゑりきらわす物数をとらせ候て、鴨・からす遣申候内方そろ／＼と肉をひかせ、二三日当餌ヲかい、其上にて三日斗ノ内を見、心を付而見合、時分よきと存候時、鶴ノ丸はしか、又ハあたゝかなる飼口かをかい候て、

やかて其引うつしを以、いかにもちかきよきばをたつね、合申候ハ、うたかいなく取可申候間、此くれのあてかい、

[池内 29、13 丁表]

如此たるへく候、以上、

(異筆)

「右之肉当餌飼之日記肥後ニ而左太衛門尉、寛八辛未ノ年、鷹遣イ申候覚書也、

寛永十二年

三月朔日

池内熊進